

平成28年第1回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成28年3月9日（水）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成27年3月9日（水曜日） 午前9時52分～午後5時08分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	佐藤清吉	副委員長	佐藤文子
委員	石塚 柏	委員	小山緑郎
委員	大野忠夫	委員	児玉裕一
委員	千葉 健		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：佐藤芳彦	議会事務局長：木村喜代美
総務部次長兼総務課長：伊藤義之	秘書課長：福田 浩
財政課長：舛谷祐幸	契約検査課長：齋藤恭一
総務部次長兼税務課長：久保江信晴	総務部次長兼管財課長：判田 基
総務部次長兼総合防災課長：平 寛二	雪対策推進室長：今 久
会計管理者兼会計課長：進藤 久	選挙管理委員会事務局長：生田目新永
監査委員事務局長：伊藤禎祐	
神岡支所長：伊藤利之	西仙北支所長：嗟峨耕咲
中仙支所長：高橋利省	協和支所長：佐々木淳一
南外支所長：佐々木清哉	仙北支所長：竹内徳幸
太田支所長：安達成年	

議会事務局職員出席者

事務局次長 伊藤 雅 裕

審議案件

- 第 1 議案第50号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 2 議案第51号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 3 議案第52号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 4 議案第53号 大仙市行政不服審査法に基づく手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 5 議案第54号 大仙市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 6 議案第69号 行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 第 7 議案第70号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 第 8 議案第90号 平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号） 【 説明・質疑 】
 - 第 9 議案第102号 平成28年度大仙市一般会計予算 【 説明・質疑 】
 - 第10 議案第115号 平成28年度大仙市内小友財産区特別会計予算
 - 第11 議案第116号 平成28年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
 - 第12 議案第117号 平成28年度大仙市荒川財産区特別会計予算
 - 第13 議案第118号 平成28年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
 - 第14 議案第119号 平成28年度大仙市船岡財産区特別会計予算
 - 第15 議案第120号 平成28年度大仙市淀川財産区特別会計予算
-

午前9時52分 開会

【開会】

○委員長（佐藤清吉） おはようございます。

定刻の前なんですけれども、皆さんが一人ひとり全部、まじめな方ばかりなので、全員、揃いましたので、傍聴者が来るかわからないですけれども、ちょっと時間早いですけれども、やりたいと思っています。

まず、委員各位の皆さん、そして職員の皆様方には、大変お忙しい中、また昨日までの本会議でお疲れの中、ご出席賜りまして、改めて厚く御礼申し上げたいと存じます。

本来であれば10日、11日と2日間やる予定でありましたが、去年の委員会審査を見てみますと、2日間、かなり時間かかって、頑張ったと、そういう経緯があります。まあ、そういうことからですね、今回また、去年よりも、7件、8件、案件が増えておりますということで、余裕を持ってですね、3日間にしたところでございます。

ただ、それにつきましては、まず、今日、総務部関係の方が、今日1日で終わるのであれば、ちょっと考えもあるのかなと思ってますので、それもお含みおきのほど、お願い申し上げたいと、そう思っております。と申しますのは、議員の中にもですね、もしかして、今日、明日で終わっちゃえば、ただ、送別会の飲み会だけに来るのかと、そういうこともちょっと声が出ておりましたですね、できる限り、今日は総務の方を出来してですね、そして明後日に民生の方、やったらどうだと、こういう意見も出ております。それでそういう形の中でですね、今日、総務が終わるのであれば、そういう体制の中でですね、ちょっと民生の方と協議していきたいと、そう思っておりますので、何とかよろしくお願いたしたいと、そう思います。

それではただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、本日は総務部関係について行い、明日、若しくは11日は市民部及び両部に係わる案件について審査を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思えます。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いたします。

【部長あいさつ】

○委員長（佐藤清吉） はじめに、当局より挨拶をお願いいたします。佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 皆様、改めましておはようございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

総務民生常任委員会におきまして、総務部関係でご審議をお願いします案件につきましては、条例案が7件、それから平成27年度の一般会計補正予算案、そして平成28年度の一般会計補正予算案、並びに財産区の各特別会計の補正予算案でございます。合わせて15件でございます。運営につきましては、このあとそれぞれ担当課長からご説明させていただきます。委員の皆様におかれましては、各案件につきましては、どうかよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶に代えたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございました。

それでは、当委員会に付託された事件について審査をいたしますが、今回は条例案や補正予算に加え、28年度の当初予算もあり、内容が多くなっておりますので、説明は新規事業や拡充事業、また、特に説明を要する事業などを中心にお願いたしたいと思っております。なお、説明は、座ったままで結構でございます。

【議案第50号】

○委員長（佐藤清吉） はじめに、議案第50号、「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 総務課の伊藤でございます。どうかよろしくお願いいたします。

本日、同席してます職員をはじめに紹介いたしたいと思っております。職員班の班長でございます竹村参事でございます。

文書法制班長でございます福原参事でございます。

行政改革班長の佐々木主幹でございます。

どうかよろしくお願いいたします。

それでは議案第50号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の32ページから34ページになります。

本条例につきましては、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が公布され、地方公務員制度の改正が行われることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、これまで規則において定めておりました、級別職務分類表のうち、標準的な職務を条例規定することとされたことから、秋田県の条例改正に倣いまして、一般職の職員の給与に関する条例において、給料表を定めております行政職及び医療職の等級別職務分類表を整備するほか、所要の文言整理を行うものでございます。施行は、改正法の施行日と同じ平成27年4月1日でございます。

内容でございます。33ページの中段より下、別表3でございます。

行政職におきましては、8級制を敷いているところでございます。

1級において、主事、技師または保健師の職務。2級において、主任の職務または主任と同等の職務。3級は主査または主席主査の職務。4級は副主幹の職務、または副主幹と同等の職務。5級は主幹の職務。6級は課長もしくは参事の職務、またはそれらと同等の職務。7級におきまして次長の職務、または次長と同等の職務。8級におきまして、部長の職務、または部長と同等の職務。というふうに定めておりまして、その他、医師などの給料表でございます医療職（一）、あとは薬剤師等の給料表であります医療職（二）、看護師等の職務でございます医療職（三）を定めているところでございます。

以上でございます。

大変失礼いたしました。先ほど施行は平成27年4月1日と申しましたけれども、改正法の施行日と同じ、平成28年4月1日でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 1点だけ教えて頂きたいと思っております。

こうして職務がはっきり表せれると、改めてその等級等、職務の級等との関係で少し疑問に思ったところがあります。

それは栄養士さんについては医療職に位置づけられておりまして、病院にも医療職の栄養士がいます。そして保健センターには栄養士さんがいらっしゃると思っておりますけれど

も、こうしたこの、給料体系も違いますし、級の取り扱いも若干、違う。同じ市の職員で、その栄養士に対する、その取り扱いに違いがあるように思いますけれども、その辺については、何か、どのように感じておられるのか、ちょっと教えて頂きたいと思えます。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） この標準職務の中に、今回提出しました行政職の中に栄養士が入っておらないということですが、実は、栄養士につきましては、老人施設等に栄養士がおりまして、こちらの方は医療職（二）で規定しておりましたけれども、現在、保健センターの方にも、栄養士おりまして、これらの方々につきましては、現在、栄養士という職務の方、職の内容は栄養士なんですけれども、栄養士という職名の方がおらないのが実情でございます、給料表の適用につきましては、医療職では無く、現在では行政職の仕事をして頂いているということで、行政職給料表の適用をしているところでございます。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第51号・52号（一括上程）】

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第51号、「大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、議案第52号、「大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、

関連がありますので、会議規則第96条の規定により一括議題といたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 異議なしと認め、本2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○次長兼総務課長(伊藤義之) 議案第51号、大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第52号、大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書でございますけれども、35ページから38ページまでとなります。

本2案につきましては、市長並びに議長においては、出張にあたって、例えば午前の公務終了後に新幹線で出張し、目的地に到着後、休む間もなく再び公務を行ったり、出張後引き続き公務を行う必要が頻繁にございまして、非常にタイトなスケジュールで出張を行っております。

このため移動中の新幹線等に乗車中しか次の公務の資料整理やその実態の把握が出来なかったり、休息がとれないことから、これまで、当分の間支給しないこととしている片道300キロメートル以上の鉄道利用に係る特別車両料金、いわゆるグリーン車料金でございますけれども、これを支給することができることとするものでございます。なお、施行は、公布の日とするものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長(佐藤清吉) 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員(佐藤文子) 市長並びに議長に随行する職員の旅費の点は、同様に取り扱いが行われるのでしょうか。

○委員長(佐藤清吉) はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長(伊藤義之) 同行する職員については、これまでも、あくまでも一般の職員と同様にグリーン車料金は当分の間、支給しないということで取り扱いするものでございます。以上でございます。

○委員長(佐藤清吉) はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そうすれば車内においては、まずグリーン車と、一般車両の方に分かれて、乗ると、いうふうな形になるのですか。良いんですかそれで。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） はい。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本2件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本2件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第53号】

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第53号、「大仙市行政不服審査法に基づく手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 議案第53号、大仙市行政不服審査法に基づく手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の39ページから40ページになります。

本条例につきましては、行政不服審査法に基づくもののほか、行政不服審査法の規定をその他の法律において準用している場合において、提出書類等の交付に係る手数料を徴収するときも、本条例の規定により同じ内容で徴収することとするもので、公布の日から施行するものでございます。

なお、その他の法律につきましては、現在、地方自治法並びに公職選挙法が、この、その他の法律に該当するようございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申しあげます。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたしたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これを持って質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第54号】

○委員長（佐藤清吉） 次に議案第54号、「大仙市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 総合防災課の平でございます。よろしくお願いいたします。なお、今日、参加しております職員をご紹介します。渡邊参事であります。防災班長の伊藤であります。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議案書は41ページをお願いいたします。

議案第54号、大仙市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、であります。消防団員の定数につきましては合併時の団員数をそのまま引き継いできたものであります。今般の消防団の組織、機構の再編に合わせて、この定数を見直すものでありまして、現行、1,691名の定数を316名減らしまして、1,375名とするもので、施行期日を28年4月1日とするものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第69号】

○委員長(佐藤清吉) 次に、議案第69号、「行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○次長兼総務課長(伊藤義之) 議案書でございますけれども、74ページから75ページまでになります。

議案第69号、行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、組織機構の見直しとして、2月8日の議員説明会の内容で平成28年度に機構改革を行う事に伴い、関係条例を整備するものでございます。

改正の内容でございますけれども、第1条においては、大仙市役所部等設置条例を改正するもので、農林商工部を廃止しまして、「農林部」及び「経済産業部」を設置するものです。これによりまして病院を含めまして8部から9部制となります。

また、この見直しに伴い、第2条から第3条において今回の改正において、農林商工部の名称を引用している条例の文言の整理、第4条におきましては、今回の見直しで健康福祉部児童家庭課を健康福祉部子ども支援課に改めることとしておりますので、同課の名称を引用している条例の文言を整理するものでございます。

これらの改正は、平成28年4月1日に施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 再編というふうなことなんですけれども、基本的に反対するものではありませんけれども、この再編によって、支所の公民館の一部の職員が支所業務を併任すると、いうふうな一覧表にそういう記載がありましたけれども、支所と公民館が、実際、結構離れている地域もあつたりしますので、そういった場合、行ったり来たりも結構大変なものだろうと思いますけれども、具体的にどのような事務事業を併任できる業務の内容として考えられているのか。ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） ただ今の先に渡しております新旧対象表において、公民館の組織のところに、公民館の一部の職員が支所業務を併任するというふうに記載してございますけれども、この件につきましては現在も行ってございますけれども、地域活性化推進室、この業務に、館長及びもう1名の職員が、地域活性化のための、案を作成したり、計画等を作成したりするときに、支所一丸となって、そういった計画を作成するために、公民館職員が、この分について併任しているところでございます。

ですから、平常時における、例えば諸証明の発行業務とか、そういった業務については併任している訳ではございませんので、ご承知おき頂きたいと思います。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 確認です。それでは現在も行っている地域活性化推進室業務というふうなもので、館長等が行っている、というふうなものを、こういうふうに文章化というか、項目化したというふうなことで良いのですね。

○委員長（佐藤清吉） 伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） はい。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第70号】

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第70号、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 議案第70号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書76ページから77ページでございます。

本条例につきましては、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴いまして、大仙市人事行政運営等の状況の公表に関する条例を改正するほか、勤務時間条例や旅費に関する条例におきまして、法律の条項を引用している部分に条項ずれが生じたため改正するものでございます。

改正の内容でございますけれども、第1条におきましては、大仙市人事行政運営等の状況の公表に関する条例第2条において、公表する内容について、8項目規定しておりますけれども、そのうち1項目について文言を整理し、「職員の退職管理の状況」「職員の休業に関する状況」及び「職員の人事評価の状況」の3項目を新たに加えるものでございます。

また、2つの条例について、条項ずれを整理するもので、施行は、改正法の施行日と同じ平成28年4月1日とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いわゆるこの地方公務員法の改正等は、職員の人事評価の状況を報告するというような、項目が挿入されましたけれども、良く言われている、能力、実績主義に基づく人事評価制度というふうなものが、この内容に盛り込まれていると、いうふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） これまで人事評価については試行という形で、行ってきたところでございます。今般の改正につきましては、これまでその人事評価というのは職員を育成するというふうな部分もかなりのウエイトを占めているところでございます。その職員の頑張りについても、適切に評価して、それを例えば勤勉手当等に反映させるという、職員のやる気を盛り上げるということが第一的なものでございましたけれども、これまではまず試行ということで、そういったことをやってきてはおりませんでしたけれども、いよいよ地方公務員法が改正になりまして、これを給与あるいは、採用、昇任、転任等に活かすように、反映するように改正されたところでございまして、当然、その実績、能力あるいは、実績に対する部分については、当然、評価していくべきで、あろうと思うし、その頑張りに対しては、プラスで評価してやるべきであるというふうに、これまでも職員に周知徹底して参りましたので、その部分については、この後、職員の説明会も行いますけれども、そういった部分に職員も意を配して、職務に精励するように指導して参りたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そうすれば、今回の法改正に従った条例改正は、まず給与やまた昇格、任用制度にも適用する、そういった給与なども、にも反映させた人事評価と、いうふうなものを行っていくと、いうふうなことのようにありますので、そういったことが、評価と、給料に反映されるような評価と、いうようなものをどのような基準で行うのか、定期的に行うのか、というそのあたりのところを教えてくださいと思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 評価の方法でございますけれども、あくまでもこれが、人事評価が全てということでは無く、人事評価も参考にしながら、そういった物を、昇任、昇格等に反映するということでございますけれども、評価期間につきましては、一応、半年ごと、を現在考えているところでございます。勤勉手当の成績率につきましては、6月と12月でございますので、これらに反映するとなれば、一応、半年をスパンに、その個人毎に目標を立てて頂いて、目標管理という評価方法で評価していくと、いうふうなことで、その半期ごとの、その勤勉手当の支給の際に反映できるように、半年ごとに区切って、評価して行きたいというふうに現在のところは考えているところでございます。

また、そういった総合評価あるいは、勤務態度等々を勘案して、翌年の異動の際の参考にしたいと思えますし、本人から異動に際しては、様々な希望を取ったりしておりますので、それも参考にして、異動については行って参りたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 半年ごとに評価をする、個人の目標管理がどのようになっているのか、自己の目標を個人に調査するというふうなことも、あるのかも知れませんが、いずれにしても直属の上司、部課長、こういった方々の評価に対する主観だとか、そういうふうなものが相当に、入るような評価方式になっては、非常に大変だなというふうなことに思いますので、一定の基準という、客観的な基準というふうなものが無ければ、非常に何か職場の中で、なかなか物を言い辛くなるとか、そういうふうなことが出て気はしないかと、いう非常にそこら辺が心配になる訳ですけれども、このだいたいこういう実績主義に基づく人事評価というふうなものには、そういうふうな問題が非常にはらんでいるというふうなことは最初から指摘されていたことなのですが、その辺は無いというふうに言い切れるものなのかどうか、その辺はどうですか。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 職場の雰囲気作りというのが、まず一つの問題点であろうと思います。その評価に際しましては、あくまでもその目標設定なりする際は、本人と面談のうえ、目標を設定して頂いて、中間、そして期末、それらの時も、職員と、評価する側と、評価される側の面接を綿密に行って、最終的に、評価を出した物を本人に返して、そこはいろいろこう面談しながら評価していく訳ですけれども、その内容につ

いて不服がある場合には、不服申立を受け付ける機関も設定してございますので、これまで試行ではございましたけれども、そこいら辺は各課所長と、その職員とうまく、コミュニケーションが取れて、これまでその不服申立はございませんでしたけれども、そういった部分にも、配慮し、また評価者研修等も実施しながら、そういった不服が出ないような雰囲気づくりに心掛けて行きたいと思っております。また、そういうふうにするように課所長に指導を徹底して参りたいと思っております。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。

○委員（佐藤文子） わかりました。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。石塚委員。

○委員（石塚柏） 人事評価の話があったので、執行部の方で消極的になると困るので一言言っておきますが、この人事制度、それから評価の問題、もう20年前から民間ではもう定着仕切っている訳ですな。そして秋田県と教育委員会、これはもう施行している訳ですよ。で尚かつ、なかなか皆さんやっておらないと、ということでどうしてもお役所の方は、私は不要に世論から批判を受けると、いうことはあるわけですけど、その原因の一つになっていると思えますね。

是非、伊藤次長、労使交渉で十分、話し合いやって来て、こられている訳ですから、自信を持ってやって頂きたいということを申し上げたいと思えます。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これを持って質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いろいろお聞きしまいたけれども、この条例一部改正案に対しては、私は反対を表明したいと思います。

能力実績主義に基づいて行われる人事評価制度でありまして、給料や任用等に反映させるという、中立、公正の立場で市民の福祉向上で頑張っている公務員に対して、大変、不安を与える人事評価制度だというふうに私は考えておりますので、この人事評価を中心とした、この条例改正案には国が法律改正に基づくものだと言いながらも、市で実施することにはやっぱり、賛成はできないのです。以上です。

○委員長（佐藤清吉） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 無ければ討論を終結します。

これより採決いたします。

この採決は挙手により行います。

本件は原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手願います。

(5人が挙手)

○委員長(佐藤清吉) はい、挙手多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第90号】

○委員長(佐藤清吉) 次に議案第90号、「平成27年度大仙市一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに伊藤次長。

○次長兼総務課長(伊藤義之) 議案第90号、平成27年度一般会計補正予算(第7号)のうち、総務課関係について、ご説明申し上げます。

資料No.2、補正予算書17ページ。それと補正予算書の資料2-1、事業説明書は3ページになります。

2款1項43目90事業、地域雇用基金積立金でございますが、科目を新設いたしまして、3,001万6千円補正するものでございます。

地域雇用基金につきましては、市の重要施策において雇用してきた、学校生活支援員等の人材を継続的に雇用する財源に充てるため、積み立ててきているものでございますけれども、平成27年度は、学校支援員12名及び複式学級支援講師1名の13名の方々の賃金に対し、1,794万1千円充当を予定しておりますが、今般3,001万5,643円積み増しを図るもので、これによりまして、平成27年度末の残高は、7,866万3,912円となります。

なお、平成28年度当初予算におきましては、保育支援員29名分の雇用に対しまして、賃金2,440万5千円に係る財源に充当を計上しております。

以上、総務課関係についてご説明申し上げましたが、よろしくお願い申し上げます。
以上でございます。

○委員長(佐藤清吉) 次に舩谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸）　続きますして、私の方から財政課所管の予算につきまして、説明申し上げます。

今日、同席の職員を紹介いたします。財政班の班長の伊藤主幹です。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは補正予算書の方は17ページ、それから事業説明書の方は2ページになりますので、どうかご覧願ひます。

はじめに、2款1項41目の「財政調整基金積立金」について説明致します。

今回の補正は、今年度の財政執行や各事業の実績などを踏まえまして、今後の事業財源確保のため、2億円の積み増しと、利子分併せて2億68万5千円を基金に積み立てるものです。これによりまして、当初予算計上分1億円の積立と併せて、27年度末の予定残高は、約32億5,700万円となります。

なお、財政調整基金につきましては、28年度の当初予算になりますけれども、こちらの方で2億円の取り崩しを計上していることから、当初予算編成後の予定残高は30億5,700万円程度となります。今後はこの交付税の減少等により財源の確保は、こちらの方は一層厳しさを増すものと考えられることから、この財政調整基金につきましては、この標準財政規模の約10%にあたります30億円は、災害等の不測の事態などに備え、最低限確保することにしまして、各年度における財政執行等を踏まえ出来る限りの積み増しを行って、事業財源の確保を図って参りたいと考えております。

続きますして、同じく補正予算書17ページの42目「減債基金積立金」につきましては、利子分の積立として1万9千円の補正であります。

続きますして、同じく補正予算書は17ページ、事業説明書の方は4ページになります。

51目の「公共施設修繕基金積立金」につきましては、今後予想されます公共施設の大規模修繕等に備えまして、平成22年度から積立を行ってきておりますが、今年度も5,000万円の積み増しと利子分併せて5,005万7千円を積立するものです。これによりまして、27年度末の予定残高は、約3億円となるものであります。

なお、公共施設修繕基金につきましても、28年度の当初予算におきまして、1億9,300万円の取り崩しを行っております。当初予算編成後の予定残高は1億700万円となっておりますが、このあとになりますけれども、今冬の除雪経費の動向、また市税収入及び特別交付税などの動向を踏まえまして、今後、更にこの公共施設の修繕にはお

金がかかってくると思います。それに備えまして出来る限りの積み増しを年度末に行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、補正予算書は26ページになります。事業説明書の方は5ページをご覧ください。

12款1項1目「長期債元金償還金」について、説明致します。

今回の補正は、民間資金から借入をしております長期債につきまして、現在1.4%以上で借り入れしているものを、秋田県市町村振興資金からの借換債を財源として繰上償還しまして、低利子に借換を実施するもので、具体的には、平成19年度から22年度に借入を行いました退職手当債、こちらの方を併せて9億1,780万円を補正するものでございます。

なお、この借換によりまして、約8,900万円の利子の軽減が図られる見込みであります。

同じく補正予算書26ページの2目「長期債利子償還金」は、26年度事業債につきまして当初見込みよりも低い利率での借入が出来たことなどから、4,000万円の減額補正であります。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） 次に判田次長。

○次長兼管財課長（判田基） 管財課の判田と申します。本日、説明の為に同席しております職員をご紹介します。班長の伊藤参事でございます。

それでは、管財課所管の補正予算について、ご説明申し上げます。

資料の方は補正予算書の17ページ、それと資料No.2-1の「主な事業の説明書」の1ページをご覧ください。

2款1項8目10事業、財産管理費の補正であります。

補正額は、1,299万8千円で、補正後の額は1億1,685万円となるものであります。

事業の内容でありますけれども、2の事業の概要にありますとおり、平成19年12月14日付けで西仙北地域の旧大沢郷財産区から市が譲渡を受けました分収林につきまして、収穫間伐事業などの実施によりまして、収穫材が売却されたものでございます。

これに伴いまして、譲渡契約時に取り交わした協定書及び覚書により、大沢郷財産管理会へ収益の一部を交付するものであります。

その協定書及び覚書の内容につきましては、表の下の所の※印でありますけれども、「旧大沢郷財産区が締結した官行造林、県行造林、公社造林の分収造林契約があるものについて立木を処分する場合は、その収益を大沢郷財産管理会へ配分（配分率9割）する」というものであるという協定書及び覚書となっております。

今年度の事業でありますけれども、上の表にありますとおり、1つが「東北森林管理局秋田森林管理署」が事業主体となつて行った主伐事業、もう1つが下の表であります「秋田県林業公社」が事業主体となつて実施しました収益間伐であります。

まず上の表でありますけれども、東北森林管理局秋田森林管理署が事業主体となつて行いました官行造林地の主伐事業につきましては、実施箇所が円行寺字惣四郎沢地内ほか2箇所、伐採面積が合計で34.75ヘクタール、材積が1万4,672立方メートル、事業主体から市への分配金が配分率5割で、1,418万5,800円、その9割相当分の1,276万7,220円を市から財産管理会へ交付するものであります。

また、下の表であります、秋田県林業公社が事業主体となつて行いました公社造林地の収益間伐事業につきましては、大沢郷宿字棚ヶ平地内ほか1箇所、間伐面積が合計で8.32ヘクタール、材積が243立方メートル、事業主体から市への分収金が、配分率3割で、25万6,230円、その9割相当分の23万607円を市から財産管理会へ交付するものであります。

合計で言いますと、今回の事業主体から市への分収金は、合計欄にありますとおり、1,444万2,030円で、そのうち9割相当額、1,299万7,827円を市から大沢郷財産管理会へ交付するという予算であります。

以上、財産管理費の補正予算について、説明を終了させていただきます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） 次に平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） それでは総合防災課分について説明いたします。

補正予算書は19ページをお願いいたします。

3款5項1目20事業、復興支援事業費について、であります。

内訳は27万9,000円を一般財源から特定財源への財源振り替えであります。

これは民生費寄付金でありまして、内訳としてゆきんこカード8件分、月1程度寄附頂いておりますけれども、これ8件分、12万9,000円と、それから大仙市商工会

からの寄付金15万円を特定財源として受けまして、一般財源から財源振り替えするものでございます。以上であります。

○委員長（佐藤清吉） はい、次に生田目選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（生田目新永） それでは選挙管理委員会所管の補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算書の18ページをご覧ください。

2款4項3目10事業、秋田県議会議員選挙執行経費についてであります。

平成27年4月12日に執行されました秋田県議会議員選挙の執行経費の実績が確定したことにより、不用額が951万5千円を減額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） まず最初に、公共施設等総合管理計画ということで話しをされましたけれども、この管理計画、30年間の改修計画等の素案を今、進めているというのですが、それと合わせて先般出来ました公共施設の特別委員会が出来まして、これはこれなりにいろいろ調査を進めている訳でありますけれども、この当局の方では、もう30年間の改修計画に基づいて、いろいろ物を進める計画を、この辺の、特別委員会はこれから今、一生懸命やっているんだけれども、この辺はどういう、すりあわせになっていくんですか。そっちはそっち、こっちはこっちで順にやる訳ではねしべ。

市長の方針の中でも、いろいろと協議をしていくことが出てますけれども、片方、ほとんどもう、やるべきことは進んでいるということで、私は理解しているんですけども、そういうのはどういうものですか。

○委員長（佐藤清吉） 大野さん、今の質問はこの補正予算の内容とまたちょっと違いのような気がするので、この予算書に添った中での質問をしていただければと思いますけれども

○委員（大野忠夫） 補正予算書にも無かったか。公共施設修繕引当基金積立金って、いうところでこれ出ているから、それで今、その、このことについては、んだから今言ったとおり30年間の、やっている、方針さもそういうことで経過を載せている訳ですよ。それで、ちょっと特別委員会とのすりあわせなんかもやっていくとすれば、どうい

うことでやっているのかなと、そういうこちらの経過の方でも、そういうことでも聞いたのですけれども、それが方針だとなれば、方針の方で、また質問します。

それから、繰り上げ償還の関係でありますけれども、非常に財政がひっ迫している中で、非常に良い対応だと思います。思いますけれども、この市町村振興資金からの借り換えをするという、これは振興資金というのは、秋田県のことだからちょっとわかやないけれども、どのくらいあって、どのくらいまでは現場で使えるものなのか。その辺の目標どがってあるものですか。

○委員長（佐藤清吉） はい、舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） お答え申し上げます。議員おっしゃったとおり、これは秋田県の資金ですので、秋田県でもこの振興資金を特別会計で設けています。その毎年度、県議会の承認を得まして予算化しておりますけれども、その年によって、若干、その総額は違っております。これは、この資金の運用の仕方にもいろいろあるんですけれども、まず私の方はこの借り換えの他に、いろいろハード事業でも、借りている部分もあります。その分を全県で取りまとめて、その年によっても若干、各市町村からの要望額も違って参りますので、それを取りまとめた上で、各市町村に配分されてきますので、ちょっと一概にどのくらいとは、まだ言えないところもありますけれども、まあ出来るだけ、私の方でもその借り換えの方については、お願いをしているところであります。以上です。

○委員長（佐藤清吉） よろしいでしょうか。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 用は秋田県振興資金という話しをしましたけれども、たまたまこの資金の関係について、ちょっとわからないものだから、いろいろと調べて、繰り上げ償還について、これは市も実際に関係ある臨時特例措置というのが19年度から21年度というような形ででておりましたけれども、こういうことで、これはこれで、また市でも使っている、現在使って、償還してますか。

○委員長（佐藤清吉） 舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） 今、議員、おっしゃいました臨時特例措置、こちらの方は、実は平成20年度決算で、大仙市が実質公債費比率が基準値を上回ったものですから、その段階においてはこの特例措置の方を活用させて貰いまして、そちらの方は無利子だったのですよ。借り換えの方。それでまず、平成25年度決算で、基準値を上回った、クリアしたものですから、その後は一般の貸し付けということで、一般貸し付けということで借り換えを行っております。ただ、一般貸し付けにつきましては、今、民間から1.

4%以上で借りているものを、この一般貸し付けでも、財政（聞き取り不可能）資金と同じ利率、国の制度資金と同じ利率で借りることができます。だいたい今、0.2%から3%くらいということで、かなり1%以上の差がありますので、かなりの利息の軽減が図られます。そういうことで、今現在は、一般貸し付け、その公債費負担適正化計画を立てている期間内は、無利子で借り換えをしておりました。以上です。

○委員長（佐藤清吉） よろしいでしょうか。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） いろいろな国の方針でいろいろ出てくると思うんだけど、いろいろな償還の仕方があって、ここの優秀な大仙市の担当分野で、いろいろな、抜かりなく、そのことを活用するはと思ってますけれども、そういうものについて、例えば、何年間計画、今回はこの償還の物を使ってやるとか、来年度はこれを使うとか、そういう計画というのはある程度、何というか、計画書を作っていくということは出来るものですか。

○委員長（佐藤清吉） はい、舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） 今、現在、実は高利率の市債につきましては、これまでの例ではほぼ借り換えで繰り上げ償還出来ております。実はこれは国の制度で、国の財政資金、そういうものにつきましては、補償金というのも取られますけれども、補償金免除という格好で、これまで繰り上げ償還を行って参りました。ということで、まず、国関係のものにつきましては高い利率のものは殆ど、もう借り換えをしております。あとは民間からの、銀行等からの借り入れになりますけれども、こちらの方につきましても、今回、1.4%、高い物は1.7から8%もありましたけれども、だいたい近年借りたものは、まずだいたい2%以下になってますので、まだ若干、現在の利率から比べますと高い物もありますけれども、そういうものにつきましては、まず、議員おっしゃったとおり、やっぱり計画的に、繰り上げ償還というものを進めて行きたいと考えております。それでまずうちの方で市債の数、膨大な数がありますので、毎年、市債の管理はしておりますので、その年、その年の振興資金の枠ですとか、そういうものを踏まえまして、その一覧から、高い方から順番に、借り換えするように、今のところ計画はしております。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、よろしいでしょうか。大野委員。

○委員（大野忠夫） あまり1回にやると。まず良いです。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 大野委員と同じことの内容の質問です。

今、マイナス金利ということで、長期金利が非常に低下してきているところです。

非常にチャンスだと思うんですよね。さっき説明の中で退職手当債、これを1.4をいくりにされたのか、説明が無かったということで、これから我々も財政の効率化ということで金利だとか、そういったことに対して、今の野野委員と同じように敏感になってきてますので、説明するときは、元金と、利息の額と、それから利率、この3つは欠かせないと思うんですよ。そういう意味でこの後はですね、是非、説明を加えて頂きたい。

元に戻りますけれども、退職手当債は、1.4をいくりにしたのですか。

○委員長（佐藤清吉） はい、舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） 利率の方ですけれども、実はこれは借り換えするのが、3月末になっています。3月末時点の財政融資資金の利率を適用することになっていますので、今現在ですと、大体多分、0.2～0.3の間で多分納まると思います。以上です。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） 伊藤次長、地域雇用基金、積み立て、これは毎年のように積み立てて、28年度、その保育士、29人分の雇用に対するあれも取り崩すということになっているんだのも、それでこの保育士の足りない分は、大体充当できるものですか。そのあたり。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） この後の保育ニーズにも関わってくるところでございませうけれども、今のところは、この支援員の29名分で、まずは足りる範囲であるというふうに推測しているところです。

○委員長（佐藤清吉） 舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） 今回、次長から説明ありましたとおり、今保育園へ市より保育園の方に補助金を出しております。それの方に一部、充当させて貰ってます。こちらの方はいろいろ市の補助のほかに、国の補助もございしますので、そちらの方も踏まえて、一般財前相当部分、カバーしていると思いますけれども、その年によりまして、支援員の数も若干、上下がありますので、その年の情勢を踏まえまして、当初予算の段階で充当していきたいと考えております。いずれにしても、こういう基金についても、やっぱりある程度の額は確保しておいて、その年、その年の、そういう状態に備えておきたいと思っておりますので、今回積み立てをしたものです。

○委員長（佐藤清吉） はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） その充当額は29人分でも良い訳ですけれども、これは児童家庭課さ聞かねばわからない分ですけれども、それだけ保育士いだったのか、いなかったのか、そのあたりもちょっとわかったら教えてください。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 実際、その人数については非常に、保育士の確保に難儀しているようでございます。やはりその、今、4月1日にスタートする分については、まあ確保できているようすけれども、その後のその途中入所等のニーズがあった場合の、その保育士の確保というのは、非常にこう、毎年のことながら、難儀しているようでございまして、この後、市の広報でも、どうか資格の持った方は是非、また現場復帰してくださいというふうな、案内を出したりして、確保に努めたいというふうな、今は、そういうふうな計画でいるところでございますので、どうか、資格のあった方がいらっしやいましたら、ご紹介方よろしく願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。千葉委員。

○委員（千葉健） 事業説明書の1ページに大沢郷財産区借り換えのこの、収益の分配なんですけれども、3つお尋ねします。

この間伐に関して樹齢何年ぐらいの木を間伐したのか、それから受益者数がどれくらいあったのか。それから分配金の使途、これは今までの労務単価として、自由に使って良いのか、という使用の、分配された金の使い道は、自由に今まで労務単価として難儀したから、それで皆さん、自由に使って下さいよという、そういう使い方、考え方なのか、その辺ちょっと、3つの点を教えていただけますか。

○委員長（佐藤清吉） はい、判田次長。

○次長兼管財課長（判田基） 樹齢につきましては、いわゆるここでは主伐という表現を使っておりますので、だいたい主伐というのは全部切るという意味合いでして、大体樹齢50年以上。

○委員（千葉健） 間伐で無いんだ。主伐。ごめんなさい。50年ぐらいな。

○次長兼管財課長（判田基） ただ、場合によっては60年とか、長いケースもあるということでした。

今回の構成委員ということで、23年現在で23世帯でした。

管理会の委員が23人ということでした。

使い道の件なんですけれども、当然、管理会に交付されましたものは関連する自治会等に配られるケースもありまして、その中で例えば共通の施設の整備、例えば自治会館の整備とか、山林の整備、あるいは当然税金がかかりますので、そういったものの準備金とか、適正に使われると思いますけれども、まだ今回は、まだ交付されていないということで、これからその使用を、使途を計画を立てて使って頂くということだと思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、千葉委員。

○委員（千葉健） そうすると使途は50年までに造林するによ、皆さんそれなりに難儀したことだから、おめだまず労賃と思って使ってくださいよ、ということでは無くて、ちゃんとした形で、何と言うか、こういうものに使いましたよということで、報告書を上げなければならないような分配の仕方になっているものだからということで、再度、確認しておきます。

○委員長（佐藤清吉） はい、判田次長。

○次長兼管財課長（判田基） いずれ、決算につきましては報告いただくということになっております。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これを持って質疑を終結いたします。

討論及び採決は、明日、若しくは11日に市民部と一緒にまいります。

11時15分まで暫時、休憩いたします。

休憩（午前11時03分～午前11時16分）

【議案第102号】

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第102号、「平成28年度大仙市一般会計予算」を、議題といたします。

それぞれ所管する予算について、順次説明をお願いいたします。

なお、質疑は各所管課ごとに行います。

（佐藤総務部長が発言の訂正について委員長に申し出る）

そうすれば判田次長。

○次長兼管財課長（判田 基） 先ほどの千葉議員のご質問について答弁で誤りがありましたので、ご報告申し上げます。

まず一つは受益者の人数でありますけれども、先ほどは管理会役員の数を申し上げましたので、受益者は527人という数字でありました。申し訳ないです。

それから、下の方に間伐の事業がありましたけれども、間伐の樹齢につきましては、30年から40年というのが樹齢ということになっております。

以上、報告させていただきます。申し訳ございませんでした。

○委員長（佐藤清吉） そうすれば、はじめに、議会事務局の所管する予算の説明をお願いいたします。木村議会事務局長。

○議会事務局長（木村喜代美） それでは出席しております職員を紹介いたします。庶務班長、参事の堀江でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、私の方から説明をさせていただきます。

議案第102号、平成28年度大仙市一般会計予算のうち、議会費に係る予算につきまして説明をいたします。

このNo.3の厚い緑色の表紙の48ページでございます。

それから、もう一つこちらに28年度当初予算概要、総務民生常任委員会の資料、後ろから3枚目、23ページになります。どちらをご覧になってもよろしいのかなと思います。

議会費全体といたしましては、予算書48ページでございますように、3億2,976万6千円で27年度に比較いたしまして、およそ11.6%減となっております。

人件費を除きますと、27年度に比較しまして、13.9%減の2億6,550万8千円となるものでございます。

減額の主な要因でございますが、議員共済費負担金や議員実数の減などによるものでございます。

それでは、事業別に概要を説明いたします。

7事業の「議員報酬・期末手当及び共済費」につきましては、27年度に比較し、4,097万2千円減の2億4,144万4千円でございます。

報酬、期末手当とも議員実数の減によりまして、27年度より減っております。

なお、期末手当につきましては、人事院勧告に従いまして、月額報酬の100分5相当の期末手当が27年度に比較し、増となるものであります。

共済費につきましては、負担金率が大幅に下がりました。63.7から41になりましたので、27年度に比較しまして3,492万5千円減の5,747万3千円となっております。

次に、10事業の「議会活動費」でございますが、27年度に比較しまして、71万5千円減の1,412万円を計上してございます。主なものは「旅費」、「政務活動費に係る交付金」でございます。予算減の主な要因は、27年度議員全員で訪問いたしました座間市への旅費を削減したこと、また、「広報広聴常任委員会」の行政視察経費につきましては、常任委員会としては、議員が所属する二つ目の委員会となること、東北管内で広報広聴常任委員会のある4市の行政視察経費を見ますと、その措置状況は大きくないこと等を勘案し、28年度は議員1人あたり5万円の計上としたところでございます。

なお、そのほかの常任委員会等の行政視察旅費、本会議等におけます費用弁償につきましては27年度と概ね同額を計上しております。

「負担金補助及び交付金」は、27年度に比較し、112万円増額の616万円を計上してございます。このうち、会派に交付いたします「政務活動費」は、単価は27年度同額でございますが、議員実数が減った分、27年度に比較しまして、18万円減の486万円を計上してございます。

増額部分は、新規事業の「大仙市議会議員特別研修制度」に係る予算でございます。概要でございますが、議長を除く全議員を対象に、研修機関や大学等が主催する議員研修に議員個人で参加する場合、研修に要する経費のうち、宿泊費を除く交通費、研修参加負担金について、議員1人あたり5万円を上限として交付するという制度でございます。

議長を除く全議員分として、130万円を計上してございます。

次に、11事業「議長交際費」は、27年度と同額の90万円を計上してございます。

次に、12事業「議会管理費」は、27年度に比較し、89万円減の426万5千円を計上しております。主なものは、「旅費」、「委託料」などでございます。

「旅費」は、職員の随行旅費が主なものでございまして、27年度に比較し13万3千円減の、148万2千円を計上してございます。

「委託料」は、本会議の反訳委託料、「FMはなび」の番組放送委託料などでございます。27年度に比較し2万9千円減の、200万9千円を計上してございます。

次に、13事業「議会広報発行経費」は、27年度に比較し、6万円減の421万9千円を計上してございます。

装丁は、27年度並みを予定してございます。

次に、50事業の「議会費負担金」でございますが、自治体病院協議会分も含みまして、27年度に比較し、4万8千円減の56万円を計上してございます。

全国、東北、秋田県など、各市議会議長会の負担金などでございます。

以上、議会費の28年度当初予算について説明いたしました。28年度は、このほか「ゼロ予算事業」といたしまして、大仙市議会にとっては第2回目となります。「中学生議会」の開催、29年の1月を予定してございますが、こちらも計画してございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これを持って議会事務局に関する質疑を終わります。

○委員長（佐藤清吉） 次に、総務課の所管する予算の説明をお願いします。伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 議案第102号、平成28年度一般会計予算のうち、総務課関係について、説明させていただきます。

始めに特別職人件費について説明いたします。

予算書の128ページをご覧くださいと思います。

特別職のうち市長及び副市長の人件費について、4,990万4千円を計上しておりますけれども、38万6千円増額となっておりますのは、期末手当の支給率が増えたことによるものです。

また、その他の特別職には2億2,510万6千円を計上しておりますけれども、教育長及び代表監査委員の人件費として、それぞれ、1,401万3千円と1,286万9千円を含んで計上しているところでございます。

次に、一般会計における一般職人件費について説明させていただきます。

予算書の129ページでございます。

一般会計の人件費につきましては、職員数737名分、62億8,067万6千円を計上しており、昨年度と比べまして、21名減員となり、1億2,590万9千円減額となっております。

また、カッコ書きをしております再任用職員は、27名分で1億30万円となっております。昨年度と比べて1名増員となり、296万円増額となっております。

人件費全体では1億2,294万9千円の減額となっているところでございます。

次に総務民生常任委員会用平成28年度当初予算概要の方をご覧になって頂きたいと思っております。

こちらの説明に入ります前に、資料の訂正をお願いいたしたいと思っております。2ページのNo.7の備考ですけれども、普通負担金382万8千円とございますが、386万円の誤りでございます。申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。

それでは説明に入らせて頂きます。

1ページのNo.1、産業医報酬132万円につきましては、労働安全衛生法に基づきまして、本庁及び各支所ごとに配置しております産業医に係る報酬でございます。

次に、No.2、職員研修及び厚生費の1,536万8千円につきましては、職員の資質や能力の向上を図るため実施いたします、階層別職員研修や県が行います能力開発研修など、各種研修に係る講師委託料あるいは旅費等の経費、及び職員の健康の維持管理を目的とします基本健診や胃部健診に係る委託料でございます。

なお、この事業に対しましては、市町村振興協会から、市町村アカデミーでの研修助成金として11万8千円を見込んでおります。また、185万5千円減額となっておりますのは、基本健診や胃部検診につきまして、人間ドックを受診する職員が増えており、実態に合わせて減額したところでございます。

次に、No.3、行革関連経費の71万3千円につきましては、行革推進会議と指定管理者選定委員会の開催経費のほか、公共施設等総合管理計画の作成に係る経費といたしまして、印刷用のカラープリンターの賃借料を計上いたしております。

次に、No.4でございます。総務一般管理費の3,482万3千円につきましては、本庁及び支所で雇用する嘱託職員あるいは障害者雇用及び産休代替の臨時職員賃金、社会保険料が主なものでございますけれども、そのほか、特別職報酬等審議会委員や情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬、職員採用試験関連経費、弁護士相談手数料のほか、

県外への派遣職員の宿舍の借り上げ料などがございます。減額となっている主な要因につきましては、支所の嘱託職員1名の退職と臨時職員等の賃金を雇用実態に合わせて予算措置したことによるものでございます。

2ページをご覧ください。

次に、No.5、職員安全衛生費の44万5千円につきましては、職員の安全衛生に対する意識を向上させることを目的としまして、各種事業を行うための経費でございます。

平成28年度もメンタルヘルス対策を重点に各支所ごとに事業を行うとともに、公務災害を防止するための事業を行う予定でございます。

次に、No.6、一般管理費負担金の26万7千円につきましては、公平委員会事務を秋田県人事委員会に委託している委託料、秋田県市町村会館負担金、社会保険協会負担金などのほか、平成28年度から行政不服審査会に係る事務を県に委託しますので、これに係る負担金が増額となっているところでございます。

次に、No.7、秋田県市町村総合事務組合負担金につきましては、市議会議員のほか、行政協力員や保健推進員など3,860人の非常勤職員公務災害に関する負担金386万円を計上しているところでございます。

次に、No.8、図書購入費及び文書等集中管理費の4,120万8千円につきましては、本庁及び支所における各種図書購入費及び追録代、コピー用紙等の消耗品の購入代、その他郵便料、FAX、コピー機の使用料、印刷機の賃借料などがございますけれども、行政コストの縮減を図るため、前年比101万円減額となっております。

なお、この事業に対しまして、県からの移譲事務交付金として、1万4千円を見込んでいるところでございます。

次に、No.9、法制執務関連経費の319万7千円につきましては、例規集の整備に関する経費で、改正しました例規のデータ更新費用、あるいは例規検索システムの使用料となっております。なお、28年度から経費節減のため、紙台紙に登録するものを条例、規則のみとし、要綱等は、順次外す予定でございますのでご理解いただきたいと存じます。

3ページをお願いいたします。

次に、No.10、アーカイブズ関連経費の642万2千円につきましては、公文書館開館に向けての準備経費あるいは公文書館や小種文書庫の維持管理経費、及び公文書整理や古文書調査に係る経費でございます。

次に、No.11、公文書館整備事業の3億7,145万6千円につきましては、先にお渡ししてございます主な事業の説明書、1-1ページをご覧頂きたいと思っております。

事業の目的及び目標についてでございますが、合併前の旧市町村文書については、各支所において分散管理せざるを得ない状況にございますが、今後、職員の減少や施設の統廃合などによります文書の散逸の危険などが懸念されるため、適切な保存環境のもと、研究者や地域住民の利用に供することが求められているところでございます。このため、廃校となりました旧双葉小学校を改修して公文書館を設置するものでございます。

これまで、26年度に基本設計、27年度に実施設計を行ってきており、28年度に改修工事を予定しているところでございます。

工事の事業費でございますけれども、建築工事、電気設備工事、機械設備工事を予定しており、これらの工事に係る設計監理業務や工事監理業務があり、合計で3億5,660万7千円を見込んでおります。この財源としましては、社会資本整備総合交付金1億7,830万3千円、起債1億3,550万円、そのほか一般財源としまして4,280万4千円を予定しております。

また、この工事のほか、備品として1,484万9千円を見込んでおります。

予算概要の方にお戻り願います。

次に、No.12、行政協力員関連経費の3,940万6千円につきましては、行政協力員883人分の報酬及び永年従事表彰の賞状代、広報配布委託料等でございます。報酬につきましては、平等割が1万円、世帯数割が1世帯1千円となっております。

なお、この財源として秋田県より県広報及び県議会報の配布委託金として201万9千円を見込んでいるところでございます。

No.13、自衛官自衛隊関連経費の7万5千円につきましては、自衛官募集事務に係る経費で、自衛官採用案内書送付の郵便料等でございます。なお、28年度は、大仙仙北美郷管内自衛隊入隊・入校予定者激励会を大仙市で行うため、開催経費を計上しているところでございます。

なお、この財源としまして、国から委託料として6万円を見込んでおります。

次に、No.14、固定資産評価審査委員会関連経費の6万7千円につきましては、固定資産評価審査委員会委員の3名分の報酬および研修旅費等でございます。

次に、No.15、社会福祉総務費負担金の11万3千円につきましては、大仙市と美郷町地域の保護司で結成しております保護司会の活動に協力するため、活動費の一部を負担するものでございます。

以上、総務課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 公文書館についてお尋ねします。

ちょっと一般質問でもやって、消化不良しているので、伊藤さんに悪いけど、ごめんね。本当は教育委員会の方をお願いすれば良いのだかも知れないのですけれども。

私は公文書館の話しをやっていて、文書は公文書で残すというのは殆どフロッピーだとかね、コンピュータに残していくと思うんですよ。それから、これから公文書館で大事になってくるのは、おそらく映像だと思うんですよね。だからその辺のあたり、十分、こう準備の中に、頭の中に入れておられるのかどうか1点。それからまあ、長年の部分ですけれども、まあ16年後ぐらいに、建物容易でなくなったものだから、建て替えましょうと、言った時に10億やそこらかかりそうな公文書館はね、これはおそらくやめましょうという結論は、なかなか難しいと思うんですよね。だけれども、非常に地味で、わかりづらい仕事だから、一般市民が、国の公文書だとか、アメリカの公文書だとかって、ニュースになる、ああ大事だなんて、思っていることと、大仙市で億単位のお金を使うとか、ランニングコストかかることに対して、きちんとその時に、公文書だから続けてやっていきたいと思いますよ、というふうに説得力のある、公文書館活動というものを10年間、20年間、続けていけるのかなという、心配です。ちょっと次長にお尋ねするのは、（聞き取り不可能）、答えられる範囲で結構ですので、よろしくお願いします。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） まず私の方から公文書館の継続性というところについて、でございますけれども、やはり、この公文書館というのは、公文書館法も出来て、まだ間もないところでございまして、議会の答弁で申し上げましたように、まだ広く市民には余り知れ渡っていないのが実情でございます。ただ、しかしながら、これまで残してきた、残されてきた、様々な遺産、まあ公文書に限らずですけれども、これらの物につ

いては、やはり意として残して行かないと、ここで歴史が途絶えてしまうと、いうふうな状況に成りかねないことは、ご説明したとおりでございますし、皆様、イメージできるかとは思いますが。

やはりその部分について、今後、その残していかなければいけないという部分については、やはり広く、市民の皆様から知って頂くことも必要ですし、我々、行政に携わる者についても、そこいら辺の重要性というものを、改めて認識していかないといけないと感じているところでございます。

いずれ、その、今、こう始まったところのものではございますけれども、その重要性を、この後、やはり様々な機会を利用して、市民の方にお知らせしていく必要もあると思っておりますし、また28年度、昨年は全国大会もやらして頂きましたけれども、またあるいは初代公文書館の担当大臣からのお話もして頂いたところでございますけれども、広報あるいはシンポジウム等をまた開催しながら、そこいら辺の重要性を市民の皆様から認識して頂くために、鋭意、こう努力して開催して参りたいというふうに考えているところでございます。

やはりその何年か後の建て替えとか、あるいは、そこいら辺の部分については、やはり当然、今回についても、新築では無くて、廃校になった校舎を活用することが出来たことな訳でございますけれども、やはりその経費等も考えて、やはり、そこいら辺はまだ十分、財源や、状況を勘案しながら、より、そのあまり経費を意識した、かからないような、形で、当然、その時代になれば、考えて頂けるものと、いうふうに認識しているところでございますし、そうあって、進めて行きたいと考えているところでございます。

もう1点は、その映像とデータの保存ということに関しては、現場の担当である福原参事の方から、答弁させて頂きたいと思っております。

○委員長（佐藤清吉） はい、参事。

○参事（福原勝人） ご質問のありましたデジタルデータ、それから、その中でもその映像等々の保存について、考慮しているかというご質問でございますけれども、現在のところ、公文書というのは、当然我々、パソコンなんかで作成はしておりますが、基本的には紙で打ち出しております。過去の財産も全て紙で基本的には残す、という形をとっております。デジタルデータというのは、現在のところ、まだ付随するもの、というふうな考え方でございまして、原本は紙ということで、紙の保存を中心に考えております。

当然、ただし、映像等々については、当然、VHSのテープですとか、古くは8ミリのテープですとか、こういったものもございます。当然のことながら、こういったものの保存というのは、公文書館においては、考慮しております。

今後、課題となるのは、公文書をデジタル化して、保存するか否か、ということの点については、これは全国でも課題とされているところで、今後の検討課題とさせて頂きたいと考えております。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） その劣化しやすい紙に保存するというのは、ちょっと引かかる感じなので、良く検討してみてください。

それと私が疑問に思っていることは、すれ違うんだけど、公文書館の目的については納得している訳ですよ。非常に良いことだって。だけど、将来にわたって、建物が必要ですから、公文書館というのは。建て替えは必ずあるということはわかっていることだから。それに向かって目的は良いのだから、どうやって、その要請者に対して、公文書館が、大事なものだなど、わかって頂くための、事業、どういうことをやっていくんですか、とか、ずっと聞いているんだけど、本会議でも無い、委員会でも無い、民間でも無い、という私の印象です。ただ、このことで、やり取りするつもりは無いので、そういうことを言う、委員が1人おったと、いうことでちょっと記憶の片隅に置いておいて頂けませんか。委員長、以上で結構です。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 人件費の関係でお尋ねいたします。

今年度、退職者数が何人いて、そのうち、再任用職員数が何人いるのか、ということ。そして、実は再任用人数が、前年度と人数変わらないというふうなことで、一昨年度と昨年度を比較しますと、まあ10数名とか、という規模で増えておったのですが、今年度、これくらい人数が減らないと、増えて無いと、それほど増えていないというふうな、その原因について、また2年以上の再任用が何人いるのか、教えて頂きたいと思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） お答えいたします。

今年度の退職者ですけれども、定年が39人おります。早期退職が13人、自己都合が1人ということでございます。

再任用でございますけれども、今年度、新たな再任用が39名中、19人の採用を予定しているところでございます。

なぜその再任用に希望しないかという理由については、ちょっと、その調査はしておられないところでございます。あくまでも本人の希望で再任用したいと、申し込みたいという方が19名でございますので、希望しない部分についてはちょっと把握していないところでございます。

あと、継続の再任用でございますけれども、大変失礼しました。新規が18人で、更新が9人でございます。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 再任用職員の人数もある程度確保しないと、現状のまず事務事業ができないという、定員適正化計画の中で、やっぱり、再任用という位置付けも結構大きくあった訳ですけど、どうも当初の、この再任用職員が今後、もっと増えるだろうと、いうふうにも考えておったやにも感じられますが、実態はどうもそれほど、この年数が過ぎるごとに、その要望する人が少なくなっているというあたりの、やっぱり、その原因というふうなものはしっかり分析しておく必要があるのではないかというふうに思います。

継続再任用が9人というふうなことで、何か、やっぱり再任用、一般質問の中でもあったようですけれども、まあいろいろ職務の立場の認識、そういったものの、やっぱり再任用となる職員の、気持ちというふうなものなんかも、こういろいろあるでしょうし、また現場のかつて部下だった方々が、今度は部下として働く訳ですから、いろいろちよつとこう、モチベーションも、仕事に対するモチベーションだとか、そういったものにも相当影響している、根本的な問題があるんじゃないかなというふうに感じられますので、いずれ、少しここら辺の問題は分析してみたら如何でしょうかと、思いました。

はい、そういったところですね。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 再任用の希望につきましては、この後、調査したいと考えてございます。

いずれ、実際、佐藤委員がおっしゃられたように、再任用職員も大事な職員として、公務に当たって頂いておるところでございます。やはり、高いモチベーションを持ちながら、やっぱり公務に当たっていただくということが基本でございますので、その点に

も留意しながら、再任用職員の確保にも努めて参りたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） もう一つ。ちょっと、つかぬ所から聞こえてきた話しなんですが、採用、いろいろこう試験を受けて、採用となった方々の中で、採用取り消しにされた人もいたという話しも伺ったんですけれども、実際、そういうふうなことがあったのかどうか、というふうなこと1点、それからもう一つは、その再任用で働きながら、年度途中でやめられた人がいなかったかどうか、こういった点でもちょっと教えて頂きたいと思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） ただ今のご質問の件でございますけれども、採用取り消しになったことは無いです。辞退はあります。年度途中の退職者もやはり、モチベーションを維持することが出来ないというふうな理由で、退職された方もおります。この年度途中の退職者につきましては、やはりその、今年初めてだったのですけれども、ほかの団体におきましてもやはり配置箇所とかの関係で、途中でやめられる方が結構いるというふうな情報は頂いておりますけれども、今年度1人、やめられた方はおります。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そうした、やめられた後の補充というふうなことは行ってきたのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 再任用職員の配置については、特にこう、職員を必要とする特別な事業であったり、あるいはその、技能を要するものであったり、というところに配置しております。今回、やめられた方の後任については、調度、その事業に目途がついた時点の退職の申し出でございましたので、後任は補充はしていないところでございます。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。はい、千葉委員。

○委員（千葉健） あの、石塚議員の公文書館の事について、関連してお尋ねするんですけれども、それで、こういう事業って、何時だか聞いた時、東北でもそう数無い建物で、一つの自治体に1か所ずつあるというそういう問題では無いということで、ただ私、い

つも思うんだけど、当局がこう先に進んで行って、前輪駆動で行くんだけど、我々議会がなかなか追いついていけない、4WDになりきれていない部分で、我々ははっきり言って、能力不足、私自身、能力不足でこれからお聞きするんですけど、まず公文書という捉え方の一つの中で、その公文書の範囲なんですけれども、確かに頭の隅の中で、11万冊は大体あるんだけど、後から16万冊だが、あとから入ってきて27万冊という話しかつても、まず、公文書の範囲なんだけれども、はっきり言ってあれだが、この公文書ってまず、東北に数少ないものであれば、例えば極端に言えばだよ、国の外交に関する、防衛に関する公文書的なものは、除けるのか、それともあくまでも、大仙市における公文書的なものなのか、そこら辺の一つの範囲がちょっと私、なかなかわかり切れない分が第1点。それから建物の中で体育館とか、いろんな施設あるんだけど、それでまずCD化、物と紙で文書化して、置くといくことなんだけれども、その膨大な資料の中で、あの校舎全体、体育館も使って、それだけ必要とするものなのか、それともある程度、空きスペースが出てくるのか、そこら辺が私一番、何か公文書の範囲ちょっとよ、勉強不足で申し訳ないんですけど、まず範囲とそれからあそこに27万冊だか入るとすれば、それが大体全部使い切っていくのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） まず公文書の範囲でございますけれども、あくまでもまず基本は大仙市というか、合併前の、合併市町村も含めてでございますけれども、大仙市で作成した公文書を意識して収蔵すると、いうふうなことでございます。

国で作成した文書等については、国の公文書館の方に収蔵しておりますので、そちらの方を、国は国、市は市というふうなレベルで、収蔵するものでございます。

紙で収蔵する27万冊でございますけれども、これについては、いずれはあそこ全て埋まるというふうな、当然、その必要な文書、あるいは必要で無い文書というのは選別して収蔵する訳なんですけれども、その文書については、全てあそこに、そしてその選別された文書については、どこにその文書があるかというものに、その番号を、いわゆる地番みたいな番号を付番して、この文章は、この棚のここにあるんだよ、というふうなものを管理して、その文書が直ぐに出せる、その文書が見たい場合は、すぐその文書に探し出せるというふうな形で、あそこに、公文書館に収蔵しようというふうな、今、考えているところでございます。よろしいですか。

○委員長（佐藤清吉） お昼の時間なんですけれども、この総務課関係の質疑を終了したいと思います。それまでは続けて行きたいと思いますので、ご協力のほど、お願いしたいと、そう思います。

はい、千葉委員。

○委員（千葉健） 大仙市に限っての公文書って言えばよ、どれだけの人が興味を持って、そこに望んで行くのかなと、私はちょっと、まず当局はどういう人方がそういうふうにして興味を持って見に来るとかっていうことを、どういう想定されているのか、どういう方々が、年間何万人来るとか、5千人くるとかって、そういうことを想定しての話しだしか、ちょっと俺もそこまで聞いて、おやっと思ったんだけど、そこら辺ちょっと教えてもらえるしか。

○委員長（佐藤清吉） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 作成については大仙市ですけれども、収受文書は他から来る文書ということで、そういった文書は、当然、他で、国あるいは県で作った文書、ほかの団体で作った文書も、あそこに収蔵される可能性はあります。

あと、今後の運営というか、観覧者等については、ちょっと福原参事の方から、説明させますので、よろしくをお願いします。

○委員長（佐藤清吉） 福原参事。

○参事（福原勝人） お答え申し上げます。

まず収蔵する、いわゆる公文書の範囲ということについて若干、補足させて頂きたいと思います。大仙市で取り扱っている公文書、いわゆる役所で生まれたり、役所が受け取ったりしたもので、重要なものは当然、収蔵する訳でございますが、その他に旧市町村時代からもありますけれども、地域資料というものもございます。いわゆる古文書、これは民間に所在している、これまでの地域の営みがわかるような資料でございますけれども、こういった物もございます。これはなぜかと申しますと、こういう行政機構、いわゆる市役所ですとか町村役場となったのは明治期以降でございます。それまでの近世、いわゆる江戸時代の頃については、藩で政治が行われておりますけれども、役所というのは、基本的には地元にはございません。

従って、そういった藩からの文書というのは地域の肝いりというところにまわって、それが回覧のように、地域をめぐって行ったりと、こうった行政の仕組みであったということから、現在例えば、今でこそ民間となってます肝いりのお宅にあるような文書とい

うのは、当時の行政の有り様を、伝えるような文書であります。従いまして、これまでも、これからも、そういった資料というものはまだまだたくさんございます。こういったものも大仙市としては収蔵して参りたいというふうに考えておる訳でございます。

それからその27万冊と言われている物、これは27万冊というのは、大体、2.5センチメートルのファイルで27万と言っておりますけれども、これを距離にしますと、今出来る書棚の延長は6,000メートルを超えます。従いまして富士山を2個重ねたような長さになる訳でございますけれども、このうち、現在のところ、既に旧市町村時代に、残すべきだなと思われている物が、それぞれ1万冊ずつくらい、あると見込んでおります。その他、いわゆる古文書類もございます。こういったものを含めると、だいたい11万冊は最初から埋まるであろうと、いうふうに考えておる訳でございます。

その後、後から出てきます地域資料、それから、これから生み出される公文書、こういった物を随時、収蔵して行く訳でございますが、今後、建物の耐用年数と、それから収蔵能力ということを考えますと、大体30年以上は使えるというふうに見込んでおるところでございます。

それから来館者につきましては、決して年間5千人とか1万人が来るような施設ではございません。これは確かでございます。しかしながら、これは一番考えるのは、これからの子どもたちの教育にしていかなければならないというふうに考えます。我々の身近に公文書館というのはございませんでしたけれども、これからの時代の人達には、公文書館というのは身近であると、いうことを啓発、あるいは教育していかなければならないと、いうふうに考えておりますので、教育との連携というのは、公文書館においては、非常に重要な活動項目となります。

それから一般市民にとって公文書館というのが、どれだけ必要なものであるのかというご疑問でありますけれども、これは確かにおっしゃるとおりで、何事も無ければ、そんなに関係無いと言え、そういうことでございますが、例えば、公共事業によって土地の売買をした経緯等を、これの何十年も前、先代、先々代の頃にあったけれども、最近どうも境界が不明瞭であると、いうふうなことを、確かめたいと、いうふうなのは、大仙市になって以降、結構、事案がございまして。中にはそういった書類が1枚無いだけで、裁判、争いとなったような事態もございまして。こういった証拠というものも我々はきちんと残して、住民の生活の安定に資すると、こういったのは住民にとって必要であると、いう一例でございます。以上でございます。

○委員（千葉健） 大変、素晴らしい説明、ありがとうございます。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これを持って総務課に関する質疑を終結いたします。

昼食のため、1時10分まで休憩いたします。

休憩（午後0時07分～午後1時07分）

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き委員会審査を再開いたします。

はじめに、秘書課の所管する予算の説明をお願いします。福田秘書課長。

○秘書課長（福田浩） 秘書課の福田でございます。よろしくお願いいたします。

平成28年度当初予算に係る秘書課予算について、ご説明いたします。

「主な事業の説明書」はありませんので、こちらの「平成28年度当初予算概要」により説明いたします。

この当初予算概要の4ページをお開きください。

はじめに事業コードが8桁となっておりますけれども、頭の2桁を見て頂きたいと思っております。

2款1項15目10事業、「秘書管理費」です。

秘書管理費は、市長・副市長の秘書業務に係る経費であります。

28年度は474万1千円の計上で、27年度の517万9千円に比較しまして、43万8千円の減となっております。

主な内訳でございますが、旅費、これが半分以上を占めております。旅費が276万円でございます。需用費66万4千円、これは印刷製本費、名刺の印刷、それから来客用お茶代等でございます。

それから役務費23万6千円、これには通信運搬費といたしまして、こちらのタブレット通信端末2台使っておりますので、その通信費が14万6千円入っております。

それから使用料106万6千円となっております。こちらは花火の市来客用の栈敷代、タクシー借り上げ等料でございます。

それから負担金1万5千円となっております。

次に2款1項15目11事業、「市長交際費」であります。市長交際費は、市長等が市を代表して外部との交際・交渉を行うための経費であります。慶祝、弔慰、協賛等に区分し、毎月の広報に報告させていただいております。

28年度は、58万8千円を減額いたしまして、282万円を計上であります。

27年度の決算見込みに応じて減額しております。

次に2款1項15目50事業、「秘書費負担金」であります。これにつきましては、昨年と同額の250万8千円の計上でございます。これは全国市長会分担金42万8千円、秋田県市長会負担金208万円となっております。この計算根拠は均等割、人口割りによりまして、計算されるものであります。

以上、秘書課関係当初予算について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これを持って秘書課に関する質疑を終結いたします。

次に、財政課の所管する予算の説明をお願いします。舩谷財政課長。

○財政課長（舩谷祐幸） それでは私の方から財政課関係の予算につきまして、説明申し上げます。

始めに歳入について、説明申し上げます。歳入は主に一般財源になります。

当初予算概要の5ページ、A3版になっています。こちらの方をご覧頂けますようお願いいたします。

この資料の方の左側に予算書のページも書いてありますので、どうか予算書の方もよろしくをお願いいたします。

それでは、はじめに2款、「地方譲与税」ですけれども、こちらの方は国が徴収しました特定の税目の収入を一定の基準で地方に譲与するもので、「地方揮発油譲与税」と「自動車重量譲与税」の2項目からなっております。前年度比較443万円、率にしまして0.6%増の、7億5,564万4千円を計上しております。

内訳でありますけれども、「地方揮発油譲与税」こちらの方は国税になりますけれども、こちらの方は揮発油の製造業者が出荷する際に課税されるものでありまして、平成21年度から道路特定財源の一般財源化に伴いまして、従来の地方道路譲与税が名称変更されたものであります。

収入額全体が県と市町村に譲与されまして、100分の42が市町村に配分されるものであります。前年度比較631万8千円、率にしまして2.8%減の、2億2,49万7千円を計上しております。

次の「自動車重量譲与税」こちらと同じく国税でありますけれども、こちらは自動車の新規登録や車検時にその重量に応じて課税されるもので、21年度からは環境の負荷の少ない自動車、いわゆるエコカー減税が講じてられております。

収入額の1,000分の407が、市町村道の延長・面積に応じて配分されるもので、前年度比較1,074万8千円、率にしまして2%増の、5億3,514万7千円を計上しております。

続きまして、3款の「利子割交付金」から、5款の「株式等譲渡所得割交付金」については、利子や株式の配当・譲渡に対しまして県民税が課税されますが、事務費を除いた5分の3が、県民税の徴収割合に応じまして、市町村に交付されるものであります。

3款、「利子割交付金」は、前年度比較564万1千円、率にしまして38.4%減の、905万4千円を計上しております。

4款、「配当割交付金」につきましては、前年度比較1,811万6千円、率にしまして93.9%と大幅増の、3,740万9千円を計上しております。

また、5款、「株式等譲渡所得割交付金」は、前年度比較1,182万3千円、率にしまして166.5%増の、1,892万5千円を計上しております。

4款、配当割、5款、株式譲渡割につきましては、この景気の回復基調にあわせた国の地財計画で、大きな伸びが示されております。

続きまして、6款の「地方消費税交付金」、ですが、地方消費税は元々県税であります。国税であります消費税と併せて国が取り扱っております。その後、都道府県の方に国の方から分配されます。県はその地方消費税額に相当します額について、都道府県間において精算を行ったあと、その総額の2分の1に相当する額を市町村に交付する仕組みになっております。28年度は、前年度比較2,578万6千円、率にしまして1.6%減の、15億5,375万4千円を計上しております。

次に7款、「ゴルフ場利用税交付金」こちらの方も県税になりますけれども、これは、ゴルフ場利用者に対しまして県民税が課税されますが、この10分の7に相当する額がゴルフ場の所在市町村に対しまして交付されます。前年度比較110万2千円、率にしまして8.3%増の、1,437万円を計上しております。

なお、大仙市には、現在大曲市民、ロイヤルセンチュリー、新秋田ウインズの3箇所のゴルフ場がありますが、それぞれのゴルフ場の規模や利用料金などによりまして、税額に相違があります。

大曲ゴルフ場は400円、協和地域のロイヤルセンチュリーは600円、同じく協和の新秋田ウインズは500円となっております。

次に8款、「自動車取得税交付金」これも県税でございますけれども、自動車を取得する際に県民税が課税されますが、事務費5%を除いた10分の7が、市町村道の延長、面積に応じまして交付されます。前年度比較2,986万7千円、率にしまして34.1%増の、1億1,736万4千円を計上しております。

次に9款、「地方特例交付金」は、税制改正によりまして平成20年度から所得税で控除しきれない住宅ローン減税、こちらの方を住民税から控除することに伴いまして、地方公共団体の減収を補填するための制度に伴う交付金であります。前年度比較254万1千円、率にしまして9.6%増の、2,898万円を計上しております。

次に10款「地方交付税」は、歳入の4割以上、一般財源におきましては6割以上、財政運営にとって非常に大きなウェイトを占める財源となっております。前年度比較1億2,875万6千円、率にしまして0.7%減の、190億7,535万9千円を計上しております。なお、国の交付税特会からの各地方公共団体への出口ベースの総額では、国の地方財政対策では0.3%の減少となっております。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税に分類されまして、地方交付税総額の94%が普通交付税、6%が特別交付税として配分されることになっております。内訳であります、「普通交付税」は、前年度比較1億2,518万円、率にしまして0.7%減の、178億8,699万9千円を計上しております。

普通交付税につきましては、これまでも説明して参りましたとおり、27年度から合併算定替の適用額の減額が始まっております。また、28年度からは今年度の国勢調査人口が算定基礎となる費目もありますので、この影響分を見込んでおられるほか、ルール分であります地方債償還に係る事業費補正等の減額を見込んでおります。

なお、例年補正対応としておりました除雪経費について、当初予算に計上しております。毎年、この除雪経費に対します普通交付税について、8億円程、当初予算に計上せず留保しておりましたが、28年度につきましては当初予算に除雪経費を計上したことに伴いまして、予算の留保は無しとなっております。

こうしたことから、当初予算計上ベースでは、前年度比較0.7%の減となっておりますが、この交付税、交付額ベースで行きますと、対前年比4.9%の減となると見込んでおります。

現在、総務省におきましては、この合併市町村の現状に則しました交付税の算定について26年度から5年程度の期間をかけまして見直しを進めております。最終的には合併算定替え部分の7割程度は確保すると国の方では言っております。各年度によってこの見直し幅には変動がありますけれども、この大仙市の場合、最終的には当初約45億円の減額になると見込んでおりましたけれども、現時点での推計では、この額が約15億円前後まで抑えられるような見込みになっております。

一方、次に特別交付税ですけれども、特別交付税は全国のマクロベースでの伸び率を勘案し、前年度比較357万6千円、率にしまして0.3%減の、11億8,836万円を計上しております。なお、2011年度の地方交付税法の一部改正の際に特別交付税の割合を、算定の簡素化と透明性の確保の観点から、現行の6%から段階的に4%まで引き下げるということになっておりましたが、近年大規模な災害が相次いで発生していることなどを踏まえまして、現行の6%まま据え置くという、割合を引き下げないことになっておりますので、どうか、ご承知おき願いたいと思います。

次に、11款「交通安全対策特別交付金」は、道路交通法に定めます交通反則通告制度によります反則金の収入相当額から交付されるものでありまして、前年度比較45万2千円、率にしまして2.4%減の、1,844万3千円を計上しております。

次に、17款の「一般寄附金」については、昨年度同様、存置としまして1千円の計上であります。

続きまして、18款「繰入金」のうち、はじめに「財政調整基金繰入金」につきましては、2億円の計上であります。財政調整基金につきましては、平成21年度からは繰入を行ってきませんでした。今般、普通交付税の逡減などによる一般財源の減少から、28年度予算における各事業の実施財源として繰り入れたもので、当初予算計上後の基金残高は約30億5,700万円となります。

財政調整基金につきましては、今後、先ほど申し上げましたが、今後、災害等の不測の事態などに備える分として、30億円の残高を確保するとともに、各年度の事業財源として積み増しを図り、第2次総合計画期間内、10年間の期間内には35億円の残高確保を目標にして、今後、財源調整に備えて参りたいと考えております。

次に「公共施設修繕引当基金繰入金」につきましては、1億9,324万5千円の計上であります。これは平成22年度から積立を行って参りましたが、今回初めての基金からの繰入を計上しております。市民会館の大規模修繕や、庁舎、学校施設及び生涯学習施設等の修繕財源として繰り入れたものでありまして、当初予算計上後の基金残高は約1億700万円となります。今後もこの公共施設の修繕につきましては、増加が見込まれておりまして、このあと、先ほども申し上げましたが、今冬の除雪経費、特別交付税等の動向を踏まえまして、27年度末、通常分になるかと思っておりますけれども、出来る限りの積み増しを行いまして、今後の修繕に備えたいと思っております。

次に、「地域振興基金繰入金」につきましては、市民と協働のまちづくりや、地域振興及び市民の一体感の醸成を目的とした事業を実施するために繰り入れるもので、前年度比較7,517万4千円、率にしまして38%増の、2億7,323万5千円を計上しております。地域振興基金につきましては、合併特例債を財源としまして、26年度まで40億円を積み立てて参りましたが、発行した市債の元金償還が終わった分を、この上限に取り崩しが出来る制度となっております。今後の各年度におきましても、2億から3億円程度をこの毎年の事業財源として繰り入れる計画としております。一方、地域振興基金の中には、合併特例債積立分のほか、旧内小友のきょうふうじきょう会からの寄附金4,400万円が一緒になっております。これについては、内小友地区の振興に関連する事業に27年度から充当してきております。

なお、特定財源であります「公共施設修繕引当基金」及びこの「地域振興基金」の充当事業につきましては、次の6ページから8ページ、28年度の当初予算に充当した事業を載せてありますので、どうか後程ご覧願いたいと思っております。

続きまして、19款の「繰越金」は、前年度繰越金として前年度同額の3億円を計上しております。

続きまして、21款、市債のうち、財政課関連の市債は一般財源であります、「臨時財政対策債」ですが、こちらの方は地方財政の収支不足の補てん措置として、地方財政法の特例として発行を認められております、使途が制限されない地方債であり、いわゆ

る一般財源でありますけれども、こちらが総務省の地方債計画に基づいて算定をした結果、前年度比較2億1,583万3千円、率にしまして13.6%減の13億7,020万2千円の計上であります。

なお、臨財債につきましては、千円単位での発行となりまして、普通交付税の代替財源であることから、元利償還金につきましては後年度、普通交付税に全額算入されることになっておりますので、財政指標等には一切、影響ないものとなっております。

続きまして、資料の9ページと10ページの方をどうかご覧願います。

はじめに9ページですけれども、9ページの方には28年度当初予算におけます全会計、これは一般会計だけでなく、全会計です、全会計の市債発行計画、それから10ページの方には起債の種別毎の充当率及び交付税の算入率を記載しております。

9ページの方ですけれども、全会計の市債発行額につきましては、前年度比較7億4,123万3千円、率にしまして13%減の49億6,710万2千円を計上しております。

これは、市街地再開発事業及び小中学校の天井等落下防止対策事業の終了などに伴いまして、大幅に減額となっているものであります。

9ページは、横軸が市債の種別、それから縦軸が市債の充当事業になります。

10ページの方の充当率と交付税算入率も併せてご覧願いたいと思います。

主な市債について説明いたします。

公営住宅事業債については、西仙北地域の天神前住宅建設事業に充当しております。天神前住宅の建設は28年度で完了の予定です。この起債は充当率が100%でありますけれども、交付税算入は一切ありません。こちらの方は料金が伴う事業でありますので、交付税算入は無いことになっております。

次に過疎債、これはハード事業になりますけれども、ほ場整備等の県営土地改良事業、除雪機械や消防ポンプ車の購入、また各地域の簡易水道整備事業などに充当しており、発行予定額は約6億7千万円となっております。

次に一番充当事業の数が多いのが、過疎ソフトであります。21の事業に充当を予定しておりますが、この雇用助成金や、橋りょうの長寿命化、防災ラジオの導入事業などに充当しておりまして、発行予定額は約4億2千万円となっております。

過疎ハード、ソフトこちらの方は充当率が100%、交付税算入率が70%と、大変有利な制度でありますけれども、償還年数が12年、元金の据え置きが3年ありますの

で、実質的に元金の償還が9年と、短い期間で償還されることとなりますので、過度の発行は公債費の増大に繋がりますので、計画的な発行に努めております。

ただし、下水道事業の場合は過疎債、仮に充当なりますと30年に拡大されております。30年ということで、非常に有利なことから活用を計画しておりますが、近年過疎債の要望額が全国的に非常に多く、特にこのハード事業は要望額の8割程度の発行に留まっております。

過疎債については、現時点では平成32年度までの制度となっておりますが、これまでも制度の延長を繰り返してきておりますので、今後も制度継続、また枠の拡大に向けまして国に対して要望して参りたいと思っております。

次に、合併特例債につきましては、公文書館の整備事業、仙北庁舎付帯施設整備事業、各道路の整備、広域消防本部の建設事業などに充当しておりまして、発行予定額は約7億3千万円となっております。合併特例債につきましても充当率が95%、交付税算入率が70%と、こちらも過疎債同様に有利な起債となっておりますが、31年度を持って終了となっております。

次に、辺地債につきましては、現在、中仙地域の道路整備に充当しておりまして、1,500万円の発行を予定しております。辺地債は充当率が100%、交付税率が80%と建設事業債の中では一番有利な起債となっております。

次に公営企業債の方なんですけれども、簡易水道、下水道などがありますけれども、簡易水道事業につきましては、協和中央、淀川、仙北中央がそれぞれ事業の最終年度となりますので、発行額が約7億7千万円と大きくなっております。

下水道関連の発行額は、ほぼ前年度並みとなっております。

以上、28年度の市債発行について簡単に説明しましたが、第2次総合計画期間内におきましては、これまでの取り組みを更に進めまして、各年度によっては増減はあると思われませんが、計画期間内の市債発行総額を元金償還総額の75%以内に抑えて、将来負担の軽減を一層図って参りたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いたします

以上が歳入の方であります。

次に、歳出の方でございますけれども、資料の11ページの方をご覧頂きたいと思っております。

予算書の方は52ページになります。

始めに、2款1項6目10事業の「財政管理費」につきましては、110万2千円を計上しており、前年度比較205万2千円の減となっております。

これは、27年度当初予算で計上しました「公共施設等総合管理計画」の策定及び、「固定資産台帳整備」に係る準備経費が、無くなったことによるものです。

財政管理費は、地方交付税、地方譲与税等の国・県からの依存財源の調達に係ります事務経費及び研修経費、また当初予算書の印刷経費などが主な内容となっております。

次に、11事業の「固定資産台帳等整備事業費」についてであります。事業説明書の1-3ページも併せてご覧いただきたいと思っております。

予算計上額は、5,056万4千円となっております。

これにつきましては、現在、国からの要請により進めております統一的な基準による財務書類の作成や公表、所謂、地方公会計の整備、また公共施設等総合管理計画の策定及び分析活用に必要な、固定資産台帳の整備などに係る経費であります。

既存の公有財産台帳や道路台帳を最大限活用しまして、これまで全てを把握していなかった資産価格、また減価償却等のデータを新たに取り入れた固定資産台帳を整備しまして、公会計整備や公共施設の老朽化対策等の資産管理に活用していくものであります。

なお、本事業につきましては資産評価やデータ登録及び公会計システム整備などに係る経費につきましては、交付税措置されることになっておりますが、詳細につきましては今後、国の方から示されることとなっております。

次に、50事業の「財政管理費負担金」は、前年度同額の4万円を計上しております。これは、地方財政制度に関する情報収集に係る（財）地方財務協会への負担金で、都道府県や政令指定都市以外の市の負担金は、全国一律4万円となっております。

次に、予算書の方は59ページになりますが、41目の「財政調整基金積立金」は、前年度1億円の計上でありましたが、28年度は当初予算の計上はありません。ただ、28年度の財政運用におきまして、出来る限り積み増しを行いまして事業財源を確保して参りたいと考えております。

次に、42目の「減債基金積立金」は、前年度同額の2,500万円の計上であります。これは25年度に発行しました「だいせん夢未来債」の償還財源として、積み立てるもので、現時点の27年度末予定残高は、1億469万8千円でありまして、28年度当初予算に計上しております2,500万円の積み立てによりまして、当初予算編成後の残高は、1億2,969万8千円となるものであります。

夢未来債は28年度まで、7,500万円の積立をしまして、5年後に満期一括償還の時期を迎えますが、このときの償還財源となります。この時の積立額は、1億2,500万円でありますので、残額3億7,500万円につきましては、証書借り換えを銀行から行いまして、このあと15年で償還することになります。

続きまして、12款、公債費になります。予算書の方はずっと後になりますけれども126ページをどうかお開き願います。

1目の「長期債元金償還金」は、45億3,051万1千円の計上であります。前年度に比較しまして737万1千円、率にしまして0.2%の減となっております。

次に2目90事業の「長期債利子償還金」は、5億5,256万9千円の計上であります。前年度に比較しまして8,345万5千円、率にしまして13.1%の減となっております。

償還利子につきましては、先ほども補正予算で説明しましたけれども、低利子の借換など、これまでの各年度の取り組みによりまして、大きく減少してきております。一方、公債費負担適正化計画による市債発行額の抑制などによりまして、市債の残高は大幅に減少しておりますが、この償還元金につきましては、既存借入分の償還終了時期と償還開始時期との関係、また償還年限等の関係から、ここ数年は横ばい、若しくは微増になると今のところ見込んでおります。ただし、平成31年頃からは計画どおり進みますと再び減少するものと現時点では推計しております。

次に、3目の公債諸費の「公債事務費」につきましては、市債の調達や支払い等に関する事務費などで5万4千円の計上であります。

次の「(財)地方債協会負担金」は、地方債計画などに係ります情報収集経費の負担金として、人口30万人未満の市の負担金は、全国一律10万円となっているものであります。

次に、予算書の方は127ページ、最後のページになりますけれども、14款、予備費は、前年度と同額の5,000万円の計上であります。

次に、資料の方ですけれども、12ページと13ページをご覧いただきたいと思えます。こちらの方は参考としまして各特別会計の市債の元利償還金を記載しております。

一般会計同様に、各会計とも、償還利子は減少しておりますが、償還元金については増加している会計もあります。

特に下水道事業につきましては、資本費平準化債の発行によりまして、公共、特環、農集の各会計とも、元金償還が前年度を上回っております。

この資本費平準化債ですけれども、下水道事業は長い年月をかけて使用する施設でありますので、この建設時の世代の方々が建設費用の全てを負担するのではなく、後の世代の方々にも建設費用を負担して頂くよう、ある程度長い年月の借入、主に30年償還をしておりますけれども、元金据え置き5年ですので、実質の元金償還期間は25年としておりますけれども、施設の耐用年数、概ね45年になっております。これよりも返済期間が短いことから、一部の世代に負担が偏ってしまうような結果となっております。

また、施設の建設当初は加入者が少ないことなどから、料金の収入が少なく、償還資金もまかなえないこととなりますので、一般会計の負担が増えることにもなります。こうしたことを解消するために、資本費平準化債を発行しまして、世代間の不平等の解消や、施設供用開始当初の負担軽減を図っている制度であります。

この資本費平準化債の発行などによりまして、この下水道特会の元金償還額は増加しているものであります。

こうしたことから、一般会計・特別会計、企業会計の全会計の市債償還額につきましては、元金につきましては前年度を5,191万5千円上回ります79億964万7千円、一方、利息につきましては前年度を1億4,230万9千円下回る、14億5,687万4千円となっております。元利償還額全体では、約9千万円前年度を下回っているような格好になっております。

以上、簡単ですけれども、財政課所管の歳入、歳出につきまして説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 起債種別ごとの充当率のことに関連してなんですけれども、この過疎債のハード事業だとか、合併特例債だとか、後で交付税に算入しますよと、話がありまして、大仙市で後で交付税に算入しますよと、いう費目というのは相当有ると思うんですよ。結論を言いますとね、交付税を受ける時に、これは、標準財政云々から出した

交付税で、それからこれは、合併特例債の算入率の額で、ここずっと遡って、交付税の内訳の説明を受けるとすれば、相当ボリュームがある、説明書になるんじゃないかなと、思うんですが、今まで総務省だとか、むこうからから、内訳の説明を受けたことってありますか。

○委員長（佐藤清吉） はい、舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） 交付税の中の市債に関する大きく二つあります。基準財政需要額に公債費の算入と事業費補正という大きく二つあります。国の方からどのくらいになっているかというのは、後で交付税の算定台帳が来ますので、それを見れば全てわかりますけれども。実際、今、去年、一昨年の数値ありますけれども、今、現在ですね、大体、今後の分も全部含めてですけれども、まず基準財政縦横額が見込まれる額というのは約600億くらいあるんですよ。ただその年々によっては非常に差がありますので、これはもし必要でしたら後ほど資料の方を。その年度によってやっぱりかなりの差はありますけれども。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 財政を扱っている責任者としてですね、ちゃんと総務省から説明を受けていますと、中身はわかっていますと、いうふうに断言して良いですね。

○委員長（佐藤清吉） 舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） あの、地方交付税というのは、これは総務省から、結果的には示されるような格好になりますけれども、私たちの地方公共団体で計算して総務省の方に、分厚いノートがありますけれども、それによって計算して、まず出すことになっています。それを踏まえまして最終的に国の方から、算定台帳が来ますので、市町村の方が自主的に計算するという格好になってますけれども、ただ、単位費用ですとか、そういう国から示されるものもございしますので、市の方で掴めるデータと国の方から示される費用、単価ですね、いわゆる、そういうものを組み合わせて交付税を算定することになりますので、最終的にはその部分については、全部、市の方で把握していると、そういう結果になります。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 臨時財政、臨財債のことに関連して勉強会があって、臨財債って、皆さん、その、これからきちんと、後で国から全部戻ってくる、というふうに説明を受けているけれども、本当に大丈夫と思っておりますか、というふうに講師の先生から言われた

りする訳ですよ。

臨財債なんかについても、交付税算入がきちんと出来ている、というふうに現場として確認は出来ているのですか。

○財政課長（舛谷祐幸） それは大丈夫です。臨財債は先ほど言いました、公債費算入ということで、実は議員おっしゃるとおり、臨財債については、発行可能額ってなっているんです。これは実は発行しなくても、発行しても、後ほどの、後年度の、基準財政需要額の中に算入されます。だから全国の中では、発行可能額が1億円あるとしても、それを発行しないで、後年度の交付税の方で貰っているという団体もあります。ただ、大仙市の場合はそれをちょっと発行しないと、その当該年度の一般財源は確保できないような状態になっていますので、まず大仙市の場合は、発行可能額を全部、発行しているような格好になっています。ただ、後年度の交付税の方には間違いなく算入なっておりますので、これは国の制度ですので、大丈夫です。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 地方消費税交付金、我々、消費税を上げるときに、政党間でも相当激しくぶつかり合いやる訳ですけども、その中で、地方分があると、いうこと説明を受けて、反対することに、我々なんかも、ちょっとこう何て言うんでしょ、反対するのが和らいだりする訳なんだけれども、この地方消費税というのは、例えば、大仙市では、これだけ消費税受けましたと、国税分としてはこうですと、県分としてはこうで、大仙市としては、こうですと、きちんと内訳が元の消費税も含めて、説明受けているものですか。

○委員長（佐藤清吉） はい、舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） この地方消費税交付金につきましては、これはまず県税です。例えば1,000円の物を買くと80円の消費税が取られますけれども、80円のうち、国税がいくら、地方税がいくらという格好になってますけれども、実はこれ、最終消費地に全部来るわけでは無いんですよ。消費税って作っている段階、いろんな段階で消費税がかかっていきますので、最終的にそれを各都道府県間で私もちょっと詳しくわかりませんが、精算するんですよ。その精算した中の半分、秋田県に関係する分を計算してですけども、その半分、これを説明すると非常に複雑なんですけれども、いろいろな物によって県の方に配分されます。例えば小売認可販売量ですとか、サービス業の仕入れですとか、人口、従業員数、いろいろな物に対して、配分されます。ちょっとそ

の詳しい中身というのは、市町村の方に示されておられません。ただ、あの県の方にそれは尋ねればですね、詳しい数値が出るとお思いますので、後ほど私の方でも聞いて見たいとお思います。

○委員（石塚柏） はい、委員長、ありがとうございました。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） A3版の資料の中からちょっと、この国税、利子割り交付金とか地方譲与税だとか、配当割交付金だとか、あとは株式譲渡所得割交付金だとか、というふうな、こうした金額が増えて、昨年よりも増えて交付されているというなのは、結局、株式上場の譲渡益の配分なので、まあ安倍さんが、総理大臣になって、いろいろ経済対策を打ってきたんだけど、結局、地方に配分される分という、この株式だとか、こうした配当金だとか、結構、お金持ちの人達にまわった分の、おこぼれと言ったら良いんだか、こういうのが、増えてまわってきたのであって、一方、地方消費税交付金、これを見れば、全体として、この交付金額が少ないというふうなことから見ると、結局、消費行動が増えてないという、下がっている訳ですから、国民のこの消費活動は、決して増えていない、そういうふうな意味で、国の経済対策が、こうした地方の、この財政配分に結果的に、まあ国民にしっかりと、経済がまわるというふうな形になってないというのが見えて来る訳なんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） はい、舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） まず、今回、この地方譲与税ですとか、各種交付金、こちらにつきましては私の方で総務省から示されました、地方財政計画、この伸び率を、参考に計算しております。

今、議員からお話のありましたこの利子割配当割り、株式譲渡割り、につきましては、利子割りにつきましては、先ほど石塚議員からのお話のありましたとおり、今、このゼロ金利政策ですとか、やっぱりこういうのもありまして、今、金利の方、段々、下がって来ております。それをまず予算的にはまず前年度から減額になっております。やっぱりこの配当株式の方は、やっぱり額は少ないですけども、今の株価の情勢は今は下がっていますけれども、ただ、前と比べますとかなりまだ良いというような状況になります。それでまず増えているとお思います。それから、地方消費税交付金ですけども、実はこれ、非常にタイムリーなあれで、あれなんですけれども、今日、実は平成27年度の最終分の交付の決定通知書が参りました。これは非常に良い誤算と言いますか、平

成27年度当初予算でまず約16億円の予算を見ておりましたけれども、結果的に約予算よりも1億円、上回って27年度、交付される見込みです。あくまでも28年度の予算ですので、この予算は基準財政収入額を元に作っています。あくまでも国の試算を元に作っていますので、こういう結果になっておりますけれども、今回の27年度の交付の結果を見ますと、来年も、伸びるのかな、伸びてくれれば良いと、ちょっと希望的なことをごさいますけれども、27年度は伸びているような状況ですので、28年度ももしかするとこの予算よりも多く来ることも見込まれております。あくまでも今は予算の段階では国で示した算式によりまして、計算しております。以上です。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 地方交付税についてですけれども、今年は除雪対策費8億円も当初予算に盛り込んだことによって、事実上、交付税というふうな部分が減ったように私は計算しておったのですけれども、いずれ今までだと、特別交付税として、除雪経費が計上された後の、交付税算入は、特別交付税が算入が結構、積み重なって最終的に、20数億円とか、なっていたようにも、16億円ほどにもなっていたようにも感じますけれども、こうしたこの今回の、この11億円ほどの特別交付税というふうなものは、除雪経費分としての分も見込みも入れているものなのかどうか、ちょっと教えてください。

○委員長（佐藤清吉） 舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） 今回、当初予算の方に除雪経費の方をまず計上しておりますけれども、あの除雪経費と言いましても、いろいろなこう、除雪の中にもあります。今回は、排雪を除いた基本的は除雪分ということで約8億円くらいを載せております。普通交付税の中には、まず除雪経費ということで、7億から8億の間で算入なっております。今回、まず当初予算の中には、普通交付税ということで載せておりますので、特別交付税の中身というのはちょっと、非常に見えない部分もありますので、例年並みということで、特に豪雪、今年は豪雪で無かった訳ですけれども、まず2、3年前の状態になりますと、市町村の予算の置き方によって、特別交付税が交付されますので、今回は当初予算には置いておりませんが、そういう状態になりましたら、交付の方、市長の方からも陳情して貰ってますので、そういうのを踏まえまして、予算計上する形になると思います。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。はい、千葉委員。

○委員（千葉健） 勉強不足で申し訳ないんですけども、先ほど、石塚議員で、交付税算

入される額がだいたい600億くらいというふうになっているんですね。そうすると、算入されない純然たる借金というのは大体400億くらいのものだか、それとも、もうちょっとあるのか、その辺ちょっと教えて頂けますか。

○委員長（佐藤清吉） 舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） これはあくまでも計算上なんですけれども、利息の含まれない元金部分だけです。大仙市の市債残高全部合わせまして、大体まず600億くらいありますけれども、その中で基準財政収入額に算入される、あくまでも元金償還部分の元金部分ですけれども、やっぱり約600億ちょっとあります。だから単純に差引するとすれば、大体そのくらいは。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。はい、小山委員。

○委員（小山緑郎） 1つ聞きますけれども、税金の収入のことなんですけれども、ふるさと納税制度ってこれは企画の分野ですけれども、大仙市民が他県へ寄附をして、減税になってるしな。その減税分というのは、どのくらいあるかわかるしか。もし、今わからないとすれば、今、まだ確定申告中だからあれだのも、後でも結構ですので、なんぼくらいあるもだべって、その減税された額。

○委員長（佐藤清吉） 録さん、後で税務課の説明あるから、その時に。

ほかに質疑ありませんか。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 補正の所でもちょっと話しをしたんですけども、この借換債の話になります。まあ借り上げ償還という、いろいろこう、市も苦勞してやっていることだと思われま。そういう中で、いろんな場面で報告されてるかなと私は思うんですけども、それは、このことについては、（聞き取り不可能）けれども、総体的というか、例えば先ほど言った臨時特例措置でやっている部分、この部分については例えば、下水だとか、水道だとか、長年かかって返済する、かなりの金額だということで、ここら辺を集約したみたいなところが、そのことについては市の方で今回、例えば使ったか、使わないかしっかりわかりませんが、今回はここにこういうふうに使いましたよと、やった結果ですか、経過ですか、これからまた、こういうものもついでにやっていますよという計画だとか、その物を例えば、いろんな市民にわかるように報告だとか、あったものなもだべがなと。1つは盛んに若い人達が使っているホームページだとか、そういうところに、市の方でもきちんと載せてあったのかと、そこら辺をちょっと聞きたい。

○委員長（佐藤清吉） 舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） 今の借り換えに特化して載せたことは無かったです。ただ借り換えの場合は必ずこの予算措置というのが伴いますので、議会の例えばホームページですとか、そういうのを見ていただければ、借り換えのこういう予算が載っているなど、いうのはわかると思いますが、今後、ちょっと、そういう部分につきましても市民の方々に広くわかってもらえるような、体制を取れば良いなと思ってますので、検討して参りたいと思っている。

○委員（大野忠夫） 載せてあるんしか。

○財政課長（舛谷祐幸） 財政課としては載せて無いです。

補償金免除って、国の制度はあるんですけども、それについては、ちょっとこれは計画を公表しなければなりませんので、補償金免除だけはですね、これは前々からホームページに載っています。ただ、一般の借り換え、例えば銀行から借りているのか、そういうものはまだ載ってませんので、国の制度で則ったものは、載せております。

○委員長（佐藤清吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 実は、いろいろ私は、大仙市は、率先してそういうことをやっていると思うからその報告もされているんですけども、ホームページを見てきても、県内の方の自治体だとか、東京周辺だとか、ここら辺は良く出てて、良くわかるんですね。

それで、なぜ大仙市はと思いながらも、多分やっていたと思っても大仙市なぜ出てこないのかなと、思いますけれども、その辺は、そこのあたり明るい若い人達は、（聞き取り不可能）ちょっと教えてください。

○財政課長（舛谷祐幸） ホームページ上でいろいろ財政の情報を載せているんですけども、例えば、財政健全化判断比率ですとか、そういうのは載せています。あと、大仙市が特別、他の方の市町村と違うのは、広報の予算特集号を別冊で作っております。それは全県でも大仙市しかやっていない。その中でも決算も触れておりますし、また決算だけのもまず毎年、1月か2月頃にも広報に載せています。ただ、そのホームページ上ではなかなかそのその部分について、単独に載せるということは無かったので、今後、そのホームページ上は掲載の仕方についてもちょっと検討して参ります。

○委員長（佐藤清吉） 大野委員。

○委員（大野忠夫） 特集号出る予算のあれは、皆さんに見慣れているから、見てはいるんですけども、なかなか、見てしっかり理解するとなれば時間が（聞き取り不可能）

ただ私、(聞き取り不可能)制度の概要から始まって、対象資金、繰り上げ償還の承認条件、そして対象事業はこれこれこれで、普通会計、上水道とこういうのが全部、計画的な何年度はどのくらいやって、これ何年度はこれくらい返していくとか、そういうのは表になって、一目、たまたま、大仙市なんぼやっても出てこない、(聞き取り不可能)東京周辺はこまめに良く出てくる、非常私、素人でわかりませんが、良く理解できる、できればですね、そういうものも含めて、やっぱり市民にしっかりと教えることを、一つ研究して欲しいなと思いました。よろしく頼みます。

○財政課長(舛谷祐幸) はい、わかりました。

これは実はですね、健全化判断比率ってありまして、例えば実質赤字比率ですとか、連結実質赤字比率、あとは実質公債費比率、将来負担比率とかありますけれども、これはある一定の基準を超えますと、その健全化計画という、法的に作らなければならないことになります。例えば皆さんご存知の夕張市ですとか、そういうところは健全化計画作って、その場合ですとやっぱり、何時何時、こういうものを発行すると、こういうのを償還する、繰り上げ償還するという計画が具体的なものを作らなければなりませんけれども、ただ、東京周辺だと、多分そういうところは無いと思いますので、多分そこは独自に作っていると思いますので、そういうこともありますので、よろしく願います。

○委員長(佐藤清吉) はい、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 無いようですので、これをもって財政課に関する質疑を終結いたします。

2時10分まで休憩いたしたいと思います。

休憩(午後2時01分～午後2時10分)

○委員長(佐藤清吉) 休憩前に引き続き委員会審査を再開いたします。

次に、契約検査課の所管する予算の説明をお願いします。齋藤契約検査課長。

○契約検査課長(齋藤恭一) 今日、出席の職員を最初に紹介したいと思います。右手から、工事検査班の田村参事です。入札契約班の菅原班長です。齋藤です、よろしくお願いいたします。

契約検査課の平成28年度当初予算につきまして、ご説明いたします。

平成28年度当初予算概要の14ページをご覧くださいと思います。

2款1項1目14事業「契約検査費」についてであります。

予算額は366万円であり、前年対比で20万3千円の減となっております。

予算減の内容につきましては、需用費の減と、県と共同利用しているところの電子入札共同利用負担金の減であります。

次に、契約検査費の主な内容であります。一つめは、市が発注した建設工事において、他の模範となる良好な施工成績を収めた請負業者及び現場代理人等を表彰する「大仙市優良建設工事表彰制度」の「記念品代」及び「表彰パネル代」を予算計上しております。

二つめは、電子入札共同利用負担金として、299万8千円を計上しております。

電子入札につきましては、従来、紙の書類によって行ってきた入札手続きを、インターネットを使って電子的に行うもので、その効果としましては、入札会場の確保や書類作成事務の効率化、入札過程や結果が公表されることによる透明性の向上、移動時間や移動経費の減少など、応札者の費用低減、地理的な条件や時間的な制約の解消による入札参加機会の拡大などあります。

また、現在、共同利用している市は、由利本荘市、男鹿市、鹿角市と当市の4市であります。今年10月からは八峰町、美郷町が共同利用に加入すると伺っております。横手市、潟上市についても加入を検討していると伺っております。

その他の予算では、複写機の賃貸借費用や、契約書に添付するところの契約事項の印刷代でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって、契約検査課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（佐藤清吉） 次に、税務課の所管する予算の説明をお願いします。久保江次長。

○次長兼税務課長（久保江信晴） 最初に税務課の職員をご紹介します。今野参事でございます。資産税班班長の寺村参事でございます。収納推進班班長の伊藤栄子でございます。市民税班班長の和田義基でございます。

それでは、税務課所管の平成28年度一般会計当初予算につきまして、ご説明いたします。

資料No.3、黄緑色の表紙の「28年度大仙市各会計予算」の18ページ、「2の歳入、市税」をお願いいたします。

始めに1款「市税」につきましては、本年度77億5,394万4千円、前年度当初比較では2億2,324万8千円、3%の増としております。

次に、税目毎にご説明申し上げます。

1項1目「市民税の個人分」につきましては、本年度25億7,385万9千円、前年度当初比較では9,945万円の増としております。内訳では、現年課税分25億4,864万5千円、滞納繰越分2,521万4千円としております。増額の主な要因といたしましては、農業所得について、米価、米の直接支払交付金等の大幅な増に伴う所得の増であります。また、この農業所得の増に伴いまして、総合所得の増、各所得の方に影響して参りますので、その影響も見込んでおります。

次に2目「市民税の法人分」につきましては、本年度5億3,101万7千円、前年度当初比較では1,512万6千円の増としております。内訳では、現年課税分5億2,917万6千円、滞納繰越分184万1千円としております。これにつきましては、平成26年度の税制改正により、法人税割の税率が引き下げられておりますが、それ以上に景気が緩やかな回復基調で推移しており、その影響も見込んでおります。

次に2項「固定資産税」のうち、1目「固定資産税」につきましては、本年度37億797万円、前年度当初比較では7,693万9千円の増としております。内訳では、現年課税分36億6,267万5千円、滞納繰越分4,529万5千円としております。

固定資産税の「土地」につきましては、不動産鑑定価格等を参考に毎年、時点修正しておりますが、このたびの27年度時点修正において、住宅地は4.2%下落、商業地は5%下落していることから、土地に対する固定資産税は減を見込んでおります。

次に「家屋」につきましては、新築家屋以外のいわゆる「在来分、家屋」については、平成28年度は据え置きとなっておりますが、平成27年築の「新築・増築家屋」分が増えているために、家屋に対する固定資産税は増を見込んでおります。

「償却資産」につきましては、景気の回復により増加傾向にあり、2つ以上の市町村に所在する「総務大臣配分資産」につきましては、前年度と同額と見込み、償却資産に対する固定資産税は「増」と見込んでおります。

また、2目「国有資産等所在市交付金」につきましては、本年度3,039万2千円、現年課税分としており、前年度当初比較では83万円の増としております。

次の、3項1目「軽自動車税」につきましては、本年度2億5,726万6千円、前年度当初比較では4,165万8千円の「増」としております。現年課税分では2億5,471万2千円、滞納繰越分255万4千円としております。これにつきましては、平成26年度の税制改正により、税率が引き上げになったことや、新たに平成28年度課税分から13年経過した軽四輪等の車両について、重課税率が適用されることが、主な要因でございます。

4項1目「市たばこ税」につきましては、本年度6億2,303万1千円、現年課税分としており、前年度当初比較では1,378万4千円の減を見込んでおります。これにつきましては、健康志向の高まりや、たばこ税・消費税の引き上げ等の要因により、たばこの売渡本数が年々減少していることが、減額の主な要因でございます。

次に5項1目「入湯税」につきましては、本年度3,040万9千円、前年度当初比較で302万9千円の増としております。現年課税分で2,722万円、滞納繰越分は318万9千円としております。

次に「税外収入」について、ご説明申し上げます。同じ資料の25ページをご覧ください。

右の説明欄の上から3つめでございますけれども、13款「使用料及び手数料」、2項「手数料」、1目「総務手数料」、1節「総務手数料」のうち、「督促手数料」として、278万3千円を見込んでおります。

続きまして32ページをご覧ください。右の説明欄の一番下になりますけれども、15款「県支出金」、3項「委託金」、1目「総務費委託金」、2節「徴税費委託金」につきましては「県民税徴収交付金」として、1億1,074万6千円を見込んでおり、これにつきましては、県民税も市民税と一緒に収納していることから、そのための県からの委託金であります。

次に39ページをご覧ください。一番上になりますけれども、20款「諸収入」、1項「延滞金加算金及び過料」、1目「延滞金」につきましては、383万円を見込んでおります。

次の2目「加算金」及び3目「過料」につきましては、それぞれ1千円の存置項目としております。

続きまして40ページをご覧ください。下段になりますけれども、20款「諸収入」、5項「雑入」、1目「滞納処分費」につきましては、インターネット公売手数料として、3万2千円を見込んでおります。

次に、2目「弁償金」につきましては、原付バイク等の標識弁償金として、1千円の存置項目としております。以上が歳入でございます。

続きまして歳出に移ります。先ほど以来、ご説明しております「当初予算概要、総務民生常任委員会」の15ページをご覧ください。

税務課所管事務については、全部で5項目ございます。そのうち主な3つの事務について、ご説明いたします。

はじめに、上から3つ目の「賦課事務費」につきましては、平成28年度当初2,591万8千円、当初比較増減では12万6千円の減としております。これにつきましては、「軽自動車検査情報市区町村提供サービス」というのが新たに始まったこと、また個人市民税の「課税資料入力業務委託料」が増額したものの、印刷製本費及び郵便料の見直しをしたことで、トータルで減額したものでございます。

また、その下の「不動産鑑定評価委託料」につきましては、平成28年度当初3,313万1千円、当初比較増減では2,424万5千円の増としております。これにつきましては、28年度当初予算に、平成30年度・評価替えのための市内584地点の標準宅地鑑定委託料が加わったため、増額したものでございます。

一番下の「徴収事務費」につきましては、平成28年度当初1,660万円、当初比較増減で1万円の増としております。これにつきましては、収納関係の郵便料及び口座振替手数料等の見直しをした結果でございます。

以上、ご説明申し上げましたけれども、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） あ、予算と関係あるかわかりませんが、大仙市内の田んぼの基盤整備率が非常に高い訳ですけれども、転作等でそういう田んぼを大豆、枝豆、こういうふうなことで転作、そういうのが大変広がっております。水田として使うよりも、畑として使っているという、こういう状況から見ると、農家の皆さんは今年の予算は昨年の農業所得が良かったとは言え、平均的に1人あたりの農業所得なんていうのは、結局20～30万とか、そういうふうなのが実態ですので、少しでも農家の皆さんの経費負担を減らすという立場からすると、固定資産税の基盤整備をした田んぼへの固定試算、税率を畑地並みに下げるといような、そういう判断を市独自で行うようなことなんかはできないものなのではないでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） 今野参事。

○参事（今野清一） あ、基盤整備は、あくまでも田んぼを、水田を大型機械と排水とを整備して、使いやすいように大規模に備えていくということで、ほ場整備をしているので、あくまでも田んぼとして、ほ場整備しているの、国の政策で米の余りということで、転作ということをやっているの、それにまた補助金が入ってますけれども、固定資産の評価基準から行きますと、やはり田んぼになりますので、畑として評価することはできないことになります。すみませんが。

○委員長（佐藤清吉） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） それ知っているんです。知っているんですけれども、一応、固定資産税の課税は栗林市長が行っている訳ですので、ただ、転作補償というか、そういう生産調整だとか、そういうのにかけてきた補償というものは、今の農業情勢、そういうのから見ると、来年はどうなるかわからない、本当にころころ変わる。そういうふうな中で、補償金がなければ大農家ほど経営が大変になっているというのは現状な訳です。そういうふうな意味で、基盤整備したところの田んぼの固定資産価格、資産税は非常に高くなっておりますので、転作をして畑という実態に即したやっぱり課税を市独自でできるのであれば、農家の皆さんにとっては大変、市のやさしさが伝わるものではないかなというふうに思ったのでちょっと伺いました。

○委員長（佐藤清吉） 答弁はいらねんしな。

ほかに質疑ありませんか。はい、千葉委員。

○委員（千葉健）　ちょっと佐藤文子議員と、ちょっと反対の立場の部分で質問するんですけども、あの区画整理事業は大体完了した訳なんですけれども、あそこにはかなりの金をかけて整備されたのですが、そうすると当然、私ども考えるには、不動産価格というのは当然、綺麗に区画しながら、上がっているのではないかなと、素人考えなんですけれども、それに乗じて固定資産税というのは、その不動産価格的には区画整理された所が不動産価格に、（聞き取り不可能）当然、上がっているのでは無いかなという考えの中で、私はお聞きしているんですけども、その固定資産税との兼ね合い、ちょっとお分かりになったら教えて頂きたいと思います。

○委員長（佐藤清吉）　はい、今野参事。

○参事（今野清一）　ほ場整備を行ったところについては、原則、ほ場整備前の7%、固定資産税の評価額が、原則として7%が上がっております。やっぱりあの評価基準の中にもあるんですけども、面積要件、小さい田んぼを、区画整理事業の前と後では、後の方が評価額が7%ぐらい上がられます。あの、それはあの、小さい田んぼの耕作と、大きい田んぼの耕作等もありますけれども、水路、あとは暗渠等の整備が行われたということで、その分、上昇するというので、7%ぐらい上がっているはずですよ。

○委員長（佐藤清吉）　はい、千葉委員。

○委員（千葉健）　ほ場整備の7%と区画整理事業の7%は、大体そういうふうにしてリンクしていると、同じ考え方ということですか、大曲の区画整理事業やったんしべった。そして約あそこさ300億くらい全部でがっちゃんこでいろんなことやったんですけども、当然、不動産価格って上がっているでねえかという、考えの中で、じゃ固定資産税は、そこさどういうふうにして変化していくのかっていうことなんだよ。

○委員長（佐藤清吉）　はい、今野参事。

○参事（今野清一）　大曲地区の今の区画整理事業については、宅地ですので、基準値を設けて、宅地について不動産鑑定士の方から鑑定して頂いた価格で評価額を決定しております。

不動産鑑定士の方から評価したものを基準にして、評価しておりますので。

○委員長（佐藤清吉）　はい、千葉委員。

○委員（千葉健）　すれば、良いですか。市の方では区画整理した後に、その個々の家さ聞かねで、不動産鑑定士さんさ、あその家はなんぼで評価しますかっていう尋ね方をして、固定資産税をかけているのか、それともあその、例えば、何々町の場合は、

大体平米単価でなんぼの単価で、価格が上昇したとすれば、それに関して（聞き取り不可能）そこいら辺の考え方、ちょっといろいろ聞きたくて。

○委員長（佐藤清吉） はい、今野参事。

○参事（今野清一） 市街化区域を区域の中で住宅地、商用地といろいろ区分けするんですけれども、その枠内の基準的な区画、すみませんけれども区画の中に何軒もあるんですけれども、その中の1軒の標準的な区画を不動産鑑定士の方と協議して、標準値ということで鑑定して、それを基にして、その7割を路線価、正面道路、この単価として、それを基準に、戸々の宅地というか、住宅の評価を行っております。

○委員（千葉健） 計算の仕方はわかるんだけど、用はその情報の提供の部分ってよ、すれば、市の方ではどういう形で捉えているんだ。用はその固定資産税をかける時に、どういう情報源を基にして、そこの家の不動産価格は、鑑定士が鑑定して、おめの家の宅地はこのくらいだよっていうふうにして、評価しているかもしれねども、市として、評価するときに、固定資産税かける時に、いちいち不動産屋さ問い合わせをやってねと思うから、どういう、全体的に、ただ何々町はこのくらいの価格、何々町の場合はこのくらいの価格でねが、という、不動産評価的な、戸々には、極端に違っても課税するに大変なべし、ある程度標準化した形で俺はかけていると思うんだけど、例えば商業地とか、いろいろな部分で、分かれているべと思うのも、そのエリア的な感じの課税の評価なもんだが、それとも、そこら辺はこのくらいの金額だよって、簡略化した、課税の評価額しているのか、ちょっとそこら辺、聞きたくてだったし。

○委員長（佐藤清吉） はい、今野参事。

○参事（今野清一） 私も説明が長くなって申し訳ねんしのも、普通住宅の枠を決めた場合、その1戸の標準値を不動産鑑定士に鑑定して頂いて、その鑑定士の評価を基準として、その7割を、そのところの標準値の評価額の基準単価にします。それを、各一角の中の住宅地を、道路に評価額を、1平米あたりなんぼという、道路ごとに評価額の単価を付けます。その基準として、各屋々の評価をおこなっているということです。それでよろしいでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） 暫時、休憩します。

休憩（午後2時36分～午後2時40分）

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き審査を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） 久保江課長、さっきそのたばこ税、1,300万円ぐらい減額して
みている訳だのも、その中さ、健康さあれしてって、ちょっと喋ったのも、健康も勿論
なのも、たばこを吸われない状況にしているのは社会状況なんだよな。例えば（聞き取
り不可能）あたりでは吸われないべし、ちゃんとした公的状況ではほとんど、たばこを
吸う人達が悪者のように、どんどん排除されているんだよな。学校なんてもちろんだべ
し。だからやっぱりこれ、すればよ、こんけ我慢さねばだめだごったば、たばこをやめ
るといふ人も結構いるんだよな。健康の為にでねくて、だからもうさっとそのあたりも
よ、市でもこれだけ、6億、7億近い税金が入っているものだから、そのほかのおそら
くパチンコ屋さ行っているのは別なんだな。あれは全部、関東だとか、仙台あたりさ持
って行かれるものだから、これだけやっぱり入るとすれば、何かやっぱり、そういうタ
バコを吸う場所をもう少し設けてやるか、とか、市でも考えて欲しいものだから、そ
ういうふうなことタバコを吸う人からいわれたことは無いものだし。

○委員長（佐藤清吉） はい、久保江次長。

○次長兼税務課長（久保江信晴） 私も27年度、2回ほど、たばこ組合の総会に行きま
して、いろいろ話しをしてきましたけれども、その中で市の庁舎の外の所に、新たに禁
煙室を設けたということをしてPRいたしました。喫煙室、すみません間違いました。喫煙
室を設けたということをしてPRしました。またJTさんからはそれぞれのマナーのポスタ
ーというのを、ありましたけれども、それも新しいのを取り入れて、タバコを吸う場所
に貼っておりますし、支所でもそういうのを貼って、タバコにつきましてはPRはして
おります。

○委員長（佐藤清吉） 児玉さん、よろしいですか。

○委員（児玉裕一） PRはしていると思うのも、タバコを吸う人達によ、何かやっぱり
そういうことで、もう少し、どんどん押しやられるとえば良いのか、どんどん市役所
だって、最初は玄関の中で吸っていたものが、外の、外まで行かねば吸われなくなっ
ている、というのがあつたんだから、吸う人達に何かこう言われたい、今言ったPRはし
ているかもしれぬのも、言われたことはないのもだしかって今、聞きました。

○委員長（佐藤清吉） はい、久保江次長。

○次長兼税務課長（久保江信晴） 特に言われたことはございませんけれども、大変、6億も頂いてます大変貴重な財源であるということは、皆さんにお話して、理解を求めております。

○委員（児玉裕一） わかりました。

○委員長（佐藤清吉） はい、ほかに質疑ありませんか。はい、小山委員。

○委員（小山緑郎） 先ほどはすみませんでした。

さっき質問したんですけれども、ふるさと納税のね、大仙市から出て行って、減った分の税額ってわかりますか。

○委員長（佐藤清吉） はい、久保江次長。

○次長兼税務課長（久保江信晴） 平成27年分については、現在、申告中でございますので、今お話できるのは26年度の方でもよろしいでしょうか。

それで寄附頂いた件数で良いですか。

減税の分はですね43人。244万8千円、これが減税分です。

参考までに入ってきたお金の方は55人分、851万4千円ということで、600万円ほど、市としては頂いております。

○委員長（佐藤清吉） 小山委員。

○委員（小山緑郎） 今、確定申告中だけれども、27年度は傾向として増えそうか。状況とすれば、どういう状況だしか。

○委員長（佐藤清吉） はい、久保江次長。

○次長兼税務課長（久保江信晴） 10%から20%になったことで、増えると思います。

申告を取っている担当の方からはそのように聞いています。

○委員長（佐藤清吉） はい、小山委員。

○委員（小山緑郎） 申告終わってからも良いですけれども、27年度もしわかりましたら、あとで教えてもらえれば。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって税務課に関する質疑を終結いたします。

次に、管財課の所管する予算の説明をお願いします。判田次長。

○次長兼管財課長(判田基) それでは管財課所管の予算について、ご説明申し上げます。

資料は「当初予算の概要」で説明させていただきます。

16ページをご覧ください。お願いいたします。

はじめに、No.1の「共通物品購入費」であります。

予算額は、755万円で、前年度と比べまして58万6千円の減となっております。

内容につきましては、庁舎内において共同で使用する、封筒などの印刷代、プリンター、その他事務用品の購入費であります。

次に、No.2「庁舎管理費」であります。

予算額は、1億8,831万1千円、前年度と比べまして2,461万9千円の減となっております。

主な内容といたしましては、庁舎の維持管理にかかる経費としての、光熱水費や電話料、各種業務委託料、建物等の修繕料、消耗品などのほか、工事費がありますが、工事費の主なものとしましては、大曲庁舎トイレ洋式便器化改修工事、これが125万1千円、大曲南庁舎の外壁補修工事費が203万1千円、南外庁舎機械室の外壁屋上防水改修工事費が485万6千円、これらが主なものであります。

次に、No.3「仙北庁舎附帯施設整備事業」であります。これにつきましては、資料NO.2「主な事業の説明書」によりご説明させていただきます。主な事業の説明書の1-2をご覧くださいと思います。

2款1項4目16事業、事業名が仙北庁舎附帯施設整備事業の予算額は1億5,578万7千円、前年度と比べまして1億4,745万円の増となっております。

財源内訳につきましては、県支出金が1,452万2千円、市債が1億3,390万円、一般財源が736万5千円となっております。

下の1、計画、事業の目的及び目標の欄でありますけれども、(旧)仙北就業改善センターの解体後の跡地に、市の会議等で使用する庁舎附帯施設としての機能、災害時の避難所としての機能、また地域住民が利用できる施設としての機能を併せ持つ施設を建設するものであります。

次の2の実行、これまでの実績と成果の欄にありますけれども、まず平成27年度におきましては、施設整備に係る基本設計、実施設計を実施しております。

また、財源の関係でありますけれども、平成28年度秋田の木・利用推進木造公共施設整備事業費補助金を活用して、財源確保を図るために、農林振興課において県と協議をしておるところであります。

事業の概要につきましては下の方の4の改善と今後の方向性と28年度事業の概要の欄でありますけれども、まず、事業の期間についてでありますけれども、平成28年6月から29年3月を予定しております。

予算の内訳であります、予算項目にありますとおり工事請負費及びそれに伴います設計監理、工事管理費等の委託料がありますが、その予算額は、この小計欄にあるとおり、1億5,555万5千円の事業費となっております。また、その右の内訳の欄にあるとおり、そのうち補助対象となる経費が、建設工事の9,681万6千円、補助対象外の経費が、その隣の方の電気設備工事2,925万6千円、機械設備工事の2,948万2千円であります。

施設の概要でありますけれども、下にありますとおり、構造、規模等については、木造平屋建て、延べ床面積477.69㎡、下にありますとおり、施設設備の概要でありますけれども、主な設備としましては、大、中、小、3つの研修室がありまして、合わせまして計199㎡、それから備品庫も3室設置する予定でありまして、計91.4㎡を予定しております。

次のページ、A3の平面図であります、それをご覧頂きたいと思えます。

この平面図の右の方に、本庁舎と、渡り廊下という欄がありますけれども、この箇所です支所の庁舎と連絡しておりまして、一体的に活用、利用するというものであります。

また、この施設につきましては、平成29年4月からの利用を予定しておりますけれども、先ほど事業の目的の欄で申し上げましたとおり、そういった状況に応じて活用されていくものと考えております。

もう一度、予算の概要の方に戻って頂きたいと思えます。

No.4, 「財産管理費」であります。

財産管理費の予算額は、6,179万6千円、前年度と比べまして、4,205万6千円の減となっております。減となりました主な理由といたしましては、旧仙北就業改善センターの解体費等の工事費、それが27年度出したものが減となったものであります。

それから予算の主な内容でありますけれども、財産の維持管理に係る光熱水費、建物の保険料、土地借上料等であります。

また、工事請負費としまして、旧西仙北曲家民家及び旧多目的研修施設解体工事費 1,565万6千円がありますが、この建物につきましては、その一部が崩れてきているなど、周辺環境が悪化してきているために、また近隣の住宅等への影響も考えて、今回の解体となったものであります。

次に、No.5、「公有林整備事業費（補助分）」であります。

予算額は、615万4千円、前年度と比べまして、536万9千円の減となっております。

事業内容につきましては、大曲地域が、花館字三ノ平地内におきまして、搬出間伐事業 3.79ha、事業費281万円で実施いたします。この場所につきましては、花館財産区との分収林契約を結んでおりますので、その契約に基づきまして、収入の40%の39万5千円を交付するものであります。

中仙地域におきましては、栗沢字作沢山地内におきまして、搬出間伐事業3ha、事業費234万8千円で実施いたします。

太田地域におきましては、斉内字川原地内ほか1カ所におきまして、搬出間伐事業、合わせまして0.76ha、事業費60万1千円で実施いたします。

財源の内訳の584万6千円につきましては、立木の売り払い収入と雑入であります市有林保育事業の補助金であります。

次に、No.6、「公有林整備事業（単独分）」であります。

予算額は、16万2千円、前年度に比べまして、121万6千円の減となっております。今年度は特に事業としては予定しておりませんで、市有林の管理に要する経費となっております。

次に、No.7「車両運行経費」であります。

予算額は、4,865万3千円、前年度と比べまして1,099万円の減となっております。

内容につきましては、車両の管理運行に要する経費でありまして、運転手の賃金、燃料費、車検代、保険料等であります。

また、主な支出に記載しておりますとおり、タイヤ購入費につきましては、管財課で一括購入しておりますが、57台分、286万円の予算となっております。

以上、管財課所管の歳出予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審査のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 直接予算とは関係無いんですけども、今年、区画、土地区画整理事務所が解体されますよね。そういうことで、区画整理事務所のまだ残存の、仕事が残っているということで、あそこにべらぼうに、たくさんの書類、契約書類とかそういったものがいっぱいあるようなんですが、あその書類等も含めて、職員の方々は、そのあと、どこで仕事をされるもんなんですか。

○委員長（佐藤清吉） はい、佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

土地区画整理事務所につきましては、ハード事業が今年度で終了するというので、この後残っておりますのは、換地に関する事務、それから最終的な精算事務です。組織としては、都市管理課の中に、土地区画整理、事務に係る班を設けたいと思います。ですから職員は、南庁舎に移動して頂くことになります。

それから書類等については、今のところ、交流センターの1室を借りて、書類をそちらの方に保管すると、あるいはそれから常時使う物については、南庁舎にも持っていき、そういうような今、区分けをしていく予定であります。

○委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 南庁舎はあのとおりの、建設部の皆さんの、本当、1階も2階も、目一杯のスペースというような状況に私は毎週行ってますので、見て、そういう印象を持っているものですから、区画整理事務所でなされた相当、こう貴重な、大事な、契約だとか、そういったものに係る書類等もたくさんあるんだと思いますけれども、相当、多量の書類等の管理に、そういった場所に、分散させておくというふうな、安全性は大丈夫なのか、というふうなこともありますけれども、そういったことで、ちょっと心配な点がありましたので聞いたものです。

○委員長（佐藤清吉） はい、総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 書類等、やっぱりかなり、これまで平成元年から事業をやってきましたので、ボリューム的はかなりあります。それから契約書類等、やはりこれ、永年保存すべきものがたくさんありますので、これら保管については厳重な管理が必要だというふうに思っております。

交流センターと申しあげましたのは、今の段階で、そこを物色しておりますけれども、それ以外にも、今、きちんとした形で保管する場所を探して行きたいと思いますので、絶対、そういう変なことにならないように、そこら辺の所は、十分気を付けて対応して参りたいと思います。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、管財課に関する質疑を終結いたします。

暫時、休憩いたします。再開を3時10分にいたしたいと思います。

休憩（午後3時00分～午後3時09分）

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き会議を委員会審査を再開いたします。

次に、総合防災課の所管する予算の説明をお願いします。平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） それでは総合防災課分、よろしく願いいたします。

平成28年炭大仙市一般会計予算のうち、総合防災課所管にかかる歳出の内容について、説明いたします。

なお、特定財源につきましては、歳出の中で説明させていただきます。

それでは、予算書は72ページ、それから当初予算概要は、19ページをお願いいたします。

それでは3款、民生費、5項1目20事業、復興支援事業費につきましては、339万4千円で、対前年比56万3千円の減であります。

これは、東日本大震災の発生における復興支援として、市内避難者へサポートは元より、被災地の状況等を見極めながら、息の長い支援活動を継続して、被災他の復興を支援するものであります。

事業の中味は、大曲の花火招待事業が、170万1千円のほか、被災地・被災者支援に係る経費であります。

次に3款5項1目80事業、災害救助扶助費につきましては、25万円で、対前年比25万円の減であります、これは災害見舞金でありまして、住宅浸水被害、住宅全半焼等が発生した場合、それから、災害により死亡した場合の見舞金であります。

参考までに申し上げますと、全焼、全壊が10万円、半焼、半壊、床上浸水が5万円、床下浸水が2万円でありまして、災害による死亡者は20万円の見舞金を差し上げるといふものでございます。

予算書は102ページをお願いいたします。

9款1項1目51事業、大曲仙北広域市町圏組合消防費負担金につきましては、予算額14億873万4千円でありまして、対前年比、2,542万1千円の増であります。

これは、大曲仙北広域市町村圏組合消防本部は2,128.12平方km、2市1町を管轄しておりまして、14万人余の住民を災害や事故から守る使命を担っており、その運営費を構成市町が負担することにより、安全安心なまちづくりが図られるものであります。特定財源は5,500万円が消防施設消防施設設備整備事業債であります。

次に52事業、広域消防本部改築事業費負担金につきましては、予算額1億6,715万円であります。これは、広域消防本部改築事業にかかる負担金であります。

特定財源は、1億4,510万円が広域消防本部建設事業債であります

次に2目1事業、消防団員報酬につきましては、予算額5,192万4千円で、前年比141万6千円の減であります。これは、消防団員への年報酬支給経費等であり、年報酬につきましては、平成25年12月施行の「消防団等充実強化法に基づきまして、26年、27年と改訂しておりまして、地方交付税基準単価並みに引き上げられたものであります。

次に10事業、出初式等表彰費につきましては、予算額337万1千円で、対前年比34万円の減であります。毎年1月5日開催の「出初式」に係る消防団員出場手当、表彰式等式典経費であり、観閲、分列行進、式典を行うことにより、団員の士気の高揚と市内消防関係者相互の密接な連携を図り、消防団の円滑な活動を推進するものであります。

次に12事業、消防団管理運営費につきましては、予算額が3,353万9千円で、対前年比344万円の減であります。これは、消防団が出場した訓練・会議等における費用弁償の支給並びに被服等を貸与するなど、団員が円滑に活動できる環境づくりを目的とするものであります。

うち、団員の費用弁償は3,166万8千円、それと旅費159万4千円ほか負担金、消耗品等であります。特定財源は、消防協会助成金1万円であります。

次に13事業、消防団員災害出動費につきましては、予算額361万8千円で対前年比30万4千円の減となっております、これは、火災出勤時等に対する費用弁償であります。

予算書は、103ページをお願いいたします。

14事業、不明者捜索対策費は、予算額37万8千円で対前年比1万8千円の減となっております。これは、行方不明者に係る捜索経費であり、消防団員出勤費用弁償で、25人の3日分のほか、今回は捜索用ハンディGPSを購入するということになっております。

次に50事業、非常備消防費負担金につきましては、予算額243万1千円で、対前年比5千円の増であります。これは県協会負担金26万9千円、それから秋田県消防協会大仙・仙北・美郷文部への負担金216万2千円となっております。

次に51事業、秋田県市町村総合事務組合負担金につきましては、予算額3,669万8千円で、これは前年同額であります。消防団員の公務災害補償・退職報奨金事務に係る経費の負担金であります。消防団員や火災現場で活動した人への補償と団員に対する退職報奨金支払いのための経費を負担し、団員の福利厚生の実現を図るものであります。

次に3目10事業、消防施設維持管理費につきましては、予算額2,465万4千円であります、対前年比531万7千円の増であります。これは、消防施設の維持管理費であります、消防施設は、定期点検を実施し、災害に備えておりますが、経年劣化が進行しているものにつきましては、修繕して機能の維持を図り、災害に備えるものであります。

消防ポンプ、積載車等の修繕料が1,289万3千円、それから消防施設の電気料は326万2千円であり、そのほか消防施設に係る上下水道料、燃料費などが849万9千円あります。特定財源につきましては、石油貯蔵施設立地対策等交付金36万5千円あります。

事業説明書の方を活用いたします。そちらの方は1-8ページ、をお願いいたします。

3目11事業、消防施設・設備整備費についてであります。予算額5,177万1千円で、2,944万5千円の増であります。これは、消防団が万全の体制で対応できるよう施設設備を整備するもので、また、今回の消防団の再編にあわせ、配備を見直しし、災害に対応できるようにするものであります。

再編によりまして、機動性向上のため、小型動力ポンプ付積載車を5台、これの購入費用が2,991万8千円。それから年次計画によりまして、経年劣化した消防施設、消防水利、資機材等に係る経費が2,185万3千円であり、小型勁カポンプ付積載車3台、老朽鐘楼解体などが内訳となっております。

特定財源につきましては、消防施設設備整備事業債が4,760万円となっております。

次に51事業、消火栓設置費負担金につきましては、予算額20万円で、対前年比475万2千円の減であります。

これは、消火栓設置に伴う負担金で、支払先は、大仙市上水道事業であります。

当初予算概要につきましては、20ページをお願いいたします。

4目10事業、水防訓練等経費につきましては、予算額233万円で、4万7千円の減であります。これは、洪水が起きる前、出水期前の6月上旬に「大仙市水防講習会」を開催しまして、水害に対する訓練を実施し、非常時に備えるものであります。

特定財源につきましては、水難救済会、青い羽根募金運動還元事業交付金10万円であります。

次に11事業、水害対策費につきましては、予算額4,853万円でありまして、対前年比1,088万8千円の増であります。このうち、総合防災課にかかる分は、413万1千円となっております。残りの分は、建設部道路河川課分の予算でございますので、2課にまたがっております。

これは、台風や集中豪雨等の緊急時における排水作業を円滑に実施するため、河川流域の内排水処理対策として、常設排水ポンプ場の修繕等を実施し、河川の増水や内水氾濫による住家、農業被害等災害の減災を目指すものであります。

主な経費につきましては、常設排水ポンプ場電気料、可搬式排水ポンプ等の修繕料、常設排水ポンプ場点検業務委託料などとなっております。

予算書は、104ページをお願いいたします。

4目10事業、これは割愛させていただきます。

5目10事業、防災対策費につきましては、予算額409万8千円で、対前年比95万7千円の減であります、これは、災害基本法に基づく「大仙市地域防災計画」に従い、大規模災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策を講じ、市民の生命・身体・財産を災害から保護するものであります。

主な経費は、災害備蓄品購入費 1 0 0 万円、それから地域防災計画書、印刷製本費 5 0 万円、防災会議委員報酬 1 4 万 7 千円、などであります。

次にちょっと飛ばしまして、5 目 1 2 事業、防災行政無線管理費は、予算額 3 0 6 万 9 千円で、対前年比 1 7 8 万円の減であります。これは、災害が発生した際、被害内容や被災者情報等の収集と分析は、速やかな防災対策を実施する上できわめて重要な要素でありまして、平常時から防災行政無線等の整備・管理に努め、伝達機能の確保を図るものであります。

次に 1 3 事業、総合防災訓練費につきましては、予算額 1 3 3 万 3 千円で、対前年比 1 万 8 千円の減であります。これは、秋田県消防協会大仙・仙北・美郷支部主催により、大曲仙北旧 1 4 か市町村で総合防災訓練を実施するものでありまして、平成 2 8 年度は大曲地域で開催するものであります。

特定財源につきましては、秋田県消防協会大仙・仙北・美郷支部防災訓練経費助成金 7 0 万円であります。

なお、大曲地域の開催は、2 8 年 5 月 2 4 日（火）の予定でただ今、計画を進めております。

次に、事業説明書は、1 - 9 ページをお願いいたします。

5 目 2 3 事業、防災ラジオ関連事業費につきましては 1 億 3, 2 1 6 万 6 千円あります。

これは、迅速な緊急情報の周知及び情報伝達体制の多重化を目的に、全国瞬時警報システム、ちょっとあれですけど略称 J - A l e r t とっておりますけれども、これから情報を配信、地震・気象警報等の緊急情報を FM はなびから起動信号とともに発信することで、自動的に起動し、放送を受信するラジオの普及を図るものであります。

近年におきましては、局所的な災害や大規模な災害が多くなってきており、こうした災害時に 1 つの情報手段に頼ることは、システムダウンした場合に対応できないため、情報伝達の多重化が課題となっております。

この防災ラジオを避難行動要支援者世帯など 8, 6 5 5 世帯に無償貸与するほか、FM はなびを放送している TMO 大曲がこの防災ラジオを販売する予定であります。

価格は 1 万 4, 0 0 0 円ですが、2 分の 1 を補助し、購入希望者には、半額の 7, 0 0 0 円で購入することか出来ます。

なお、今後のスケジュールにつきましては、右下の部分に書かれてありますけれども、5月に防災ラジオ購入の仮契約、6月に契約の議決、6月下旬には、本契約しまして、7月下旬から貸与・販売開始する予定となっております。

特定財源につきましては、防災対策債1億1,170万円、防災ラジオ売り払い収入193万8千円となっております。

次に40事業、災害に強いまちづくり事業費につきましては、予算額1,016万6千円で、これは対前年比750万8千円の減であります。

災害に強いまちづくりを推進するため、自主防災組織の活動強化に係る活動資機材の配備や購入助成を実施するとともに、市民の防災に対する意識の高揚を図り、避難場所案内看板を設置しまして、避難所機能の強化を図るものであります。

自主防災組織につきましては、26年度、27年度の2年間で組織率は28.2%上昇しまして、2月末現在308組織、組織率市内全体で77.3%まで届いております。28年度中につきましては、目標である100%の速成を目指したいとしております。

主な経費につきましては、避難所等への標示看板設置経費607万円、自主防災組織への活動経費補助金335万円、それから自主防災組織へのスターターキット整備事業費が45万5千円、主要避難所発電機、これは5台で、修繕費8万1千円と見ております。

特定財源につきましては、自主防災対策事業債、990万円となっております。

次に60事業、防災対策費負担金につきましては、予算額348万5千円で、対前年比6万4千円の増であります。これは、秋田県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金であります。

防災へり、通称なまはげにつきましては、秋田県内における災害時応急対策活動、火災防御活動・救助活動・救急活動など、公共性と緊急性、および非代替性を満たすときに、地域住民の生命・身体・財産を守ることを目的として運用されるものであります。

次に70事業、空き家対策費につきましては、予算額540万3千円で、対前年比186万円の減であります。

これは、平成23年度に制定した「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」に基づく助言、若しくは、指導または勧告に従って、解体処理を講じた補助金を交付するなどして、市内における空き家の適正管理を図るものであります。

主な経費につきましては、補助金が10件分として500万円、空き家等防災管理システム保守管理業務委託料が、30万8千円となっております。

特定財源につきましては、社会資本整備総合交付金が250万円、防災対策債空き家等対策事業債が250万円となっております。

次に6目10事業、災害応急対策費につきましては、予算額186万6千円で、対前年比94万8千円の減であります。これは、災害に要する費用であり、水門等管理人の実操作勤務貸金10万6千円、それから消防団費用弁償88万円、排水作業委託経費50万円、災害時における排水ポンプ・投光器等の借上料、10万5千円などとなっております。

最後になります。105ページをお願いいたします。

7目10事業、救命機器等維持管理費については、438万1千円であります。

これまで、AEDにつきましては、各課で個別に対応しておりましたが、90施設のリース料を総合防災課で一括して支払うものであります。以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） ちょっと質問項目多いので他の委員の皆さん、一つよろしくお願いたしたいと思います。

まず最初に、12月の定例会で、1級河川の堤防の決壊ということで、質問をさせて貰いました。その中で、国の湯沢工事事務所の方の共同点検、これは素晴らしいものがあったと。感動しました。それでその時に、我々あの、大仙市で県の管轄の1級河川あるから、共同点検やっていただけないかと言うお話しをしましたが、ずっとこう説明だけで、その時の当局の答弁として、検討しますという話しだったのですが、全く入っていないんじゃないかなと思って、どういうふうにして、県との共同点検やるという考えなのか。あるいは検討したけど、何も知らんよってことの結論になったのか。

○委員長（佐藤清吉） 平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） はい、お答えいたします。

その点検を受けまして、県の方に早速要望したところでございます。まだ回答がですね、頂いておらないという状況で、不確定な状況でありますけれども、要望はしており

ます。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） ちょっと確認です。大曲仙北広域市町村圏組合の消防本部と大曲消防署の建設事業計画書の資料を貰ったのですが、私の記憶ではこの説明を受けたのはこの1月29日の全員協議会だけで、資料としては、これだけですかね。ほかに何か我々、広域の議員は別ですよ。説明受けているんですかね。資料等、ちょっと確認してみてくださいか。

○委員長（佐藤清吉） はい、平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） これ以外につきましては説明は無かったものと思っております。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） このとおりの財政難の時期。36億の大きい事業。しかもこれ、大仙市の負担としては概算で22億くらいじゃないですかね。このペーパー一つ。この時に一緒に角間川のかわまちの説明があったのですが、これがまたすばらしく良く出来たね。説明で。100%納得できた訳ですけど。

この5枚ばかりの資料のうち、3枚は耐震の話しで建設事業の説明は、3ページあるかな地図を入れて。この間の3月の時にも一般質問で再質問が出来なかった訳ですけども、あまりにこの金額と、説明の中身が、釣り合わない。これはもう是非、反省して頂きたいと。反論があればおっしゃって頂きたい。これは説明がこの程度で良かったのですかね。どうぞ答弁願います。

○委員長（佐藤清吉） はい、平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 確かにご指摘のとおりだというふうに感じておりますけれども、ただ、これをこのまま遂行するという事では無く、28年度に基本設計していくという事でありまして、29年度からの3年間の事業につきましては、まず、一応、概略予算と言ったら語弊がありますがけれども、事業費は変わるものだというふうに、検討していくと、基本設計の中で検討していくというものだと思っております。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 総務部長にね、今、平次長が答弁された基本設計があるから、これから十分変わり得ると、そういうふうに解釈して良いですか。どうです。

○委員長（佐藤清吉） はい、佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 少し整理させてお答えさせていただきますけれども、まず広域の消防本部、それから大曲消防署の庁舎の建設事業の事業主体は、大曲仙北広域市町村圏組合でございます。

広域議会に対しましては、これまで平成27年6月29日に議員全員協議会を行っております。それから9月29日も議員全員協議会を行っております。ただ、議員からご指摘があったように、それぞれの構成市町村の議員の皆様、全員に対しては広域組合の方で、説明を行ったのは今年に入ってからということで、そのことについては遅れているというふうにも私も感じております。

ただ、今回の広域組合では既に昨年に基本設計に係る債務負担行為の議決をしております。今、現在、これからプロポーザル方式で、基本設計の業者を選定にかかるというのが、今の段階であります。ですから、この後、基本設計のための業者が決まり、基本設計を進めていくこととなりますけれども、基本設計が出来た段階では、勿論、広域の議会の議員の皆様は勿論でありますけれども、構成団体の議会の皆様に対して、その成果品の内容について、しっかり説明をしてくださいということで、広域組合の方には私の方から申し出をさせて頂いております。

ですからそれらを踏まえた形で、物事を、しっかり段取りを踏んだ上で、進めて参りたいというふうに今、考えておるところでございます。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 基本設計、それから地質調査、つうそのの調査、それからまあ最終的な実施設計という、中身になるんですけど、これ、33億ですか、しかも特殊な機器、設備のもので、広域の議会、仙北市、美郷町、大仙市、これ、議会の説明も含めて、これ1年の工期で、十分間に合うんですかね。

これ、議会の方に、説明するだけの時間取れるんですか。どうですか。

○委員長（佐藤清吉） はい、佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 今回、耐震の関係がありまして、改築ということになった訳ですけれども、これは時間云々にかかわらず、しっかりした説明が必要だというふうに感じておりますので、その点については必ず時間を取って説明をして行って欲しいということで、広域組合の方に対して、お話を申し上げておりますので、しっかりそのことについては、やって貰うつもりでおります。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 一応、22億という、今、現在、大仙市の抱えている建設費用では抑えたいですよ。是非、今、総務部長に答えていただきましたので、2市1町、十分、末端の議員まで説明が行き届くように、部長の方から副管理者の方によろしくお伝えください。

それで、具体的な中身の質問に入りたいと思います。

控え室で聞いた疑問を聞いて見ますと、1つの混乱というか、を感じています。

それは広域の施設、広域の役割と、大曲の消防署という役割と2つがもう混在になっちゃうものだから、いわゆる郡部の議員の言い方と、町部の議員の感じ方と違いがあるんですよ。ちょっとわかりづらいかもしれませんが。ちょっと考えていただければお分かり頂けると思うんですよ。まあそういうことで、今回、この36億の施設の施設計画の中で、これは広域組合の分だというものと、それからこれは大曲消防署管轄のものだと、いったところをおおまかな役割の区分を一つご答弁をお願いしたいということが1点です。

それから2番目、良いですか続けて。

2番目はですね、全員協議会の席上で、私はね、ちょっと今でも意味がわからないところもあるんですが、5分の違い。到着するのに5分遅れる。外に出すと、初期出動の5分の時間の違いがあると、いうことで、説明する側では、絶対、現位置、動かすなんてことは考えられないと、いう話がありました。ただなかなか、今の1の質問と同じですけども、広域の施設から言ったらどうなるかと、大曲の旧市内中心部、高いビルもある、そういった所の到達時間ということと、これはおそらく専門的な、知見でもって、この5分なり4分なりの重要さというものは、わからないと思うので、ここを説明してください。

それから3番目、建物の図面、添付されて説明されました。ちょっと細かいことを言うと、この説明の面積の表現なんか、これ専門的じゃないですね。（聞き取り不可能）おかしいです。表現もね含めて。まあそれは飛ばして。現在の面積からすると、2.5倍から2.6倍の面積です。まあ確かに建ててから時間が経ってますから、この面積が増えるということはある程度わかります。ただし、全員協議会の時には、まず最初に上げられたのは、女子の職員が配置したと。だから増えるんだと。それからはしご車云々と、ということを言われましたが、なかなかこの2.5倍なり、2.6倍になる、その理由がちょっとわからなかった。だから、今日、説明をして頂きたいと。それから4番目、

これは消防署ということで、ありますので、非常に専門的な知識になります。ですから普通の建物では無しに、やっぱりこれは、こういう基準がありますから、今現在のものではとても耐え得ることはできないと、だから替えるんだと、というような、いわゆる消防署としての設備の基準等があれば、そういったものも合わせて説明をして頂きたい。ちょっと急に。

○委員長（佐藤清吉） 石塚委員、ちょっとあれなんですけれども、今の質問というのは広域議会に対しての質問であれば良いんですけども、今のこの質問というのは、ここでは答弁はできないと思うんですよ。

○委員（石塚柏） そうすると何時します。

○委員長（佐藤清吉） 多分、その時になるというのは、あとで説明会やると思うので、広域議会の方には話しをしているはずなので。

○委員（石塚柏） 納得しないな、それは。予算書にね、9款1項1目52、1億6,715万の予算ですよ。大変な予算です。俺、一般質問したの何時だっけ。昨日か、一昨日か。

○委員長（佐藤清吉） 暫時、休憩します。

休憩（午後3時55分～午後4時14分）

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き審査を再開いたします。

ほかに質疑ありましたら、質疑をお願いしたいと思います。

はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） 平次長。防災ラジオの件なのも、これの無償貸与はまず1万台で、あとは1万4千円で、注文されれば売るということなのも、これ見れば150台しか書いてないんだよな。もし、もしだで、せっかくの防災ラジオを作って、個数をよけにすればもっと単価何とが下がらないものだしかな。そのあたりはどう考えているものだしべ。

○委員長（佐藤清吉） はい、平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 無償貸与の件につきましては、随分、検討いたしました。確かにおっしゃるとおり、発注個数を増やせば1戸あたりの単価については下がるものだというふうには捉えておりますけれども、ただ、ご案内のとおり、厳しい状況も片方に控えておりまして、無償貸与先については、随分議論したところでございます。

やっぱり一番基本に置くべきは、災害時の要配慮者と言いますか、一番先に助けなければならない人に情報が的確に行くという、そこが基本、基本と言いますか、まあ一番大事な所でありますので、それを最優先にさせて頂いたと、ご案内のとおり、先ほども説明いたしましたけれども、情報提供の多重化、1つの情報で無く、2つ、または3つということで、今般につきましては、システムダウンした場合でも、より多くの方面から情報が入ってくると、災害弱者につきましては、まあ近くに、今般の防災ラジオにつきましては、黙っていても、目が、耳が聞こえない人でも、何と言います、緊急情報につきましては光で知らせると、そうすると、何かあったんじゃないかということで、視覚的にわかるという便利さも兼ね備えておりますので、そういうところに配慮しまして、ちょっと単価は高かったかも知れませんが、その分、1万4千円でFMはなびで販売するということでもありますけれども、半額の補助制度を用意してございまして、まず、健常者は、ほかの放送手段を多く活用して、情報を得ていただきたいなという思いが片方にありますので、よろしく願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） 平次長、ちょっと質問と違うと思うんだよな。私が言っているのは、その無償貸与は1万台でも良いども、その販売する金額が1万4千円の補助金が2分の1の補助で150台ってしか書いてないんだよな。だから、この大仙市で150台くらいの売る防災ラジオが良いのか、悪いのかということ。そして、これがよ、もしこの購入契約、例えば6月に結んだ時に、これ以上じゃなくて1万台も欲しいとなった時に、やっぱりそういう対応をしておかねば駄目でねがなと、ちょっとそこを聞きたかったんです。

○委員長（佐藤清吉） はい、平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 周辺の防災ラジオの状況を申し上げますと、横手市と鹿角市が防災ラジオをやっておりまして、横手市につきましては、1万台用意いたしまして9,720円と、横手市の方でもある程度一般販売を見込みまして、その価格で販売してますところ、年間ですね、販売実績が50台ほどという情報を得ておりまして、大仙市はその3倍の年間150台を用意させていただいたという、こういうことがございます。

鹿角市については、人口規模からですね、3万人程度の市でございまして、ちょっとこれは参考にならないかと思えます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） これ、やり取りしててもおそらく、平次長はその通りだと思ってかかるからそうだと思いますけれども、もうすぐこれ販売するのに、28年度1年で終わりだ訳では無いと思いますので、作っておけばこのあとしよ、それから無償貸与するのはおそらく学校だとか、一人暮らしの老人だとかと、思うんだしな。

救助を頼りにするよりも、やっぱりあたりでその、危険だということを察すれば、そこさ到達しねごとだから、やっぱりその為にもよ、やっぱりこれ、予算さ150台って書いちゃったのも、もうさっと、そのあたりを、台数を増やされないのか、そのあたり何と考えるのか。ちょっともう1回質問します。

○委員長（佐藤清吉） はい、平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 販売数につきましては150台で、28年度、29年度、30年度の3年間分を見込んでおりますので、代数的には450台用意してはございます。年150台という捉え方でよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） そすれば、その注文取った時、増えればあれだしな。作るしか。そのあたり確約しておかねば。

○委員長（佐藤清吉） はい、平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） これにつきましては、更に千台とかという、追加発注の形になりますと、もの凄く値段が高価になるということで、まあ現在、さまざまな需要、需要と言いますか、無償配付分はいくら、それから、この後、2年間、対象者が新たに増える訳ですね。そうした分の2年分、それは、29年度は450台ほど、30年は災害時要配慮者の増加分が450台、それからさっき言いました販売数、年間150台の3年分と、これらを8,655と足しまして1万台という、そういうこととさせて頂きましたので、追加的な発注については、ちょっと現在のところ、考えてございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） はい、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） すみません。何年も総務関係をやってきて、ちょっと良くわからない部分があって、今、えって思ったところがあったんですが、秋田県市町村総合事務組合の負担金、いつもはこうした3,000万円ほどの負担を出している訳ですけれ

ども、まず補償費と、退職というふうなことの経費のうでありますけれども、そこに努めている職員の数がいくらで、年間補償金として支払われている額はいくらで、そしてこの、いわゆる負担金は毎年どのように使われているかというあたりの内容が、これだけのこう負担金ですので、たまにはお知らせいただければなというふうなことを思いました。

してもう一つは、今の防災ラジオの件ですけれども、防災ラジオは支援を要する高齢者等の皆さんに、まず無料配布というふうなことではオーケーなんです、いずれFMはなびで通報がJアラートでビービービーってなる。また終了しましたと、いうふうなときも鳴るというふうなことで、ビービーというふうな感じの終わりましたと、いうふうなことも鳴ると、いうふうなことで、まあ在宅におられた場合には、何かがあったんだと、いうふうなことで、警報をキャッチする、お年寄りの皆さんがいらっしゃると思うんですけれども、問題はやっぱり、どういう災害が起こったのか、どういう問題が起こったのか、自分がどう対処したら良いのか、というところをしっかりと、何ちゅうか、放送なりで、すぐさま、ちゃんとお年寄りの皆さんに、その避難誘導が、この防災ラジオで持って行われるものなのかどうか、それが行われなかったら、どこからか、支援体制がちゃんと来る、そういう体制を構築する考えがあるのか、どうか、そういった点、まず警報は鳴ったけれども何とすれば良いのか分からない、ではやっぱりちょっと、あれなので、そういう避難誘導のお知らせ、それがFMラジオの人が放送するのか、防災室でしっかりと正しく誘導するのか、そうした警報が鳴ってからそういった指示が出るまでどれくらいかかるのか、というあたりのところが、まず本当にこの防災ラジオが、効果的な災害対策で使われる効果的な使われ方になるためには、それが必要だと思います、その辺いかがお考えかなと思ひまして。

○委員長（佐藤清吉） はい、平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） それでは、1点目の秋田県市町村総合事務組合負担金について申し上げます。この負担金につきましては、先ほども説明はいたしましたけれども、内訳を申し上げます。消防団員1人あたり、21,310円、かけるこれは条例定数1,691名をかけるもので、団員数割につきましては公務災害分が1,950円、それから退職報償分が19,300円、詳述分、詳述というのは、公務で負傷、殉職した警察官、自衛官、消防官などをたたえて金品を与えること、そういう意味なんですけれども、その詳述分が60円と、これらを全て足しますと21,310円になります。

加える国政調査の人口、22年の国調ですけれども、国政調査7.5円を掛けまして、これを負担するものでございます。今般、1,375名になりますので、この分が差分だけ負担金が落ちることになります。1点目はよろしいでしょうか。

○委員（佐藤文子） 1点目については、前年と同額の予算を置いてらっしゃるので、まあ、これはまだ1,300人の減員となるという、定数減の条例が決まって無い訳ですから、勿論、従前の予算としておいた訳ですから、いずれそうしますと、この分に関する補正なんかは、後で出てくる可能性があるというふうなことでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） はい、平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 大変申し訳ございません。

10月1日現在の定数を持って、翌年度を算出するということでもありますので、この1,375名の扱いは29年度ということになりますので、よろしく願いいたします。

2点目でございますけれども、防災ラジオ、FMはなびで伝える情報についてであります。これについてはですね、やはり災害は、ただ逃げるという当たり前のことなんですけれども、今の状況がどうであるかという、例えば土砂災害についても、局所的に4月の折りに発生しました中仙とか、協和とか、地域別に、ほかの地域はあのとき何も、何もととは言いませんけれども、あまり影響無かった訳で、やはり今起きている情報を、どの地域で、何が、どういう状態の雨量であるのか、風はどうなのかという、そういう情報を地域ごとに分けて発信していくという、防災ラジオの後に8地域分けて発信するという、そういう影響無い地域は発信しないと、そういう機能も付いてございますので、災害の状況を的確にお知らせする、それにはどう対処すべきかという、それは対処の仕方というのは、自宅避難とか、まあ様々ありますけれども、それは、まず聞いている方で、判断いただくしか、無いのかなと、以上です。

○委員（佐藤文子） 情報は地域ごとに、災害の内容に合った情報を的確にその時に、ラジオで地域ごとに発信するというふうなことなのですか。

○次長兼総合防災課長（平寛二） そうです。

○委員（佐藤文子） そして、その発信するのは、防災対策室の職員がやるのか、ラジオのパーソナリティとかが、やるものなのか。その辺の状況はどうなっているものなんですか。

○次長兼総合防災課長（平寛二） うちの方の伊藤が答えます。

○委員長（佐藤清吉） 伊藤主幹。

○主幹（伊藤直樹） 総合防災課の伊藤です。

まず1月にTMO大曲と、協定を結びまして、防災情報の提供についてということで、まず今現在は、自動的にjアラートの情報がまずFMラジオと、防災ネット大仙で自動的に流れるようになっていきます。それ以外の詳しい避難情報などにつきましては、その協定をもちまして、場合によるんですけども、こちらの総合防災課の方で直接割り込みをかけて、お知らせするか、または何回もやってお知らせが必要な時には、FMはなびの方をお願いして、あちらの方でも、そういう緊急情報の発信する装置が設けてありますので、そちらの方で詳しく、何度も何度もですね、提供することができます。そういうような状況でいきます。また、その他にも、市の方では避難等の情報につきましては良く言われるエリアメールみたいなものか、緊急速報メールと言うんですけども、そちらの方、そしてLアラートと言いまして、また新しい言葉が出ましたけれども、国の方で整備しましたシステムがありまして、そちらの方の情報を流すと、マスコミの各社の方で、それから今でも何ですけども、テレビの方で、テロップが出たり、そういうので、いろんな方面からですね、市民の方に情報提供するようになっております。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。はい、千葉委員。

○委員（千葉健） 空き家の解体のことだったんですけども、私、この委員会に入って初めてで、前にいろいろ説明があったかも知れないんですけども、まず行政が関わって、解体した件数、今まで、それからそれにかかった経費、要は市が払った経費、がトータルでどのくらいかということと、当然、当事者がはっきりしている場合、それから相続の関係ではっきりしている場合は、当然、当事者が払うべきものだと思うんですけども、まず何と言うか、請求権の関係で、行政の方で代執行して、立て替えたんですけども、当事者には請求しておりますよ、という金額があったら、それを一つ教えていただきたい、この3つでございます。

○委員長（佐藤清吉） はい、平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） ただ今の質問にお答えいたします。

この空き家対策につきましては、平成23年度より実施しておりまして、補助金での対応した件数でございますけれども、24年度が19件、25年度が14件、それから26年度が20件、27年度が、これまでまず現在のところ13件という状況でございます。

ます。金額については、ちょっと、今年のこれまでの分について申し上げますけれども、補助金で対応した額については、13件で、581万4千円だしな、それほどとなっております。

次に、行政代執行につきましては、これまで3件やってございまして、24年度1件、これが178万5千円の、これは行政代執行で請求費用が以上の金額であります。25年度が2件やってございまして、89万2,500円、それから354万9千円と、現在請求しておりますけれども、殆ど回収が見込めないという、こういう情報が片方にございまして、ただ、一部、協和で代執行した分については、うち3万円を返還して貰っているという、総額で622万6,500円のうち、3万円の返還金であるという、以上の状況であります。よろしいでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、総合防災課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（佐藤清吉） 次に、雪対策推進室の所管する予算の説明をお願いします。

今雪対策推進室長。

○雪対策推進室長（今 久） 雪対策推進室の今でございます。

説明に入ります前に本日の委員会に出席しております職員を紹介させていただきます。

雪対策推進室の企画調整班長の田中主席主査でございます。

それでは議案第102号、平成28年度大仙市一般会計予算のうち、雪対策推進室所管分について、ご説明申し上げます。

資料3の予算書は54ページをお願いします。資料2の主な事業の説明書は1-4ページをお願いします。

2款1項10目23事業、雪対策推進事業費につきましては、506万4千円で平成27年度に比較しますと、468万4千円の増となっております。これは27年度当初予算が雪対策推進室の発足前でありましたので、事業に必要となる予算につきましては、9月補正により措置されております。9月補正後の予算額は、423万7千円でありますので、こちらと比較しますと、およそ20%、82万7千円の増となっております。

事業の目標である「雪に負けない市民協働のまち大仙」を基本理念に、平成27年度は、雪下ろし業者のマッチング制度や除雪等の合同出動式の開催などを行ってまいりました。また、他部署の所管の事業ではありますけれども、高齢者等雪対策総合支援事業や地域提案型の自治会等雪対策モデル事業などの新規事業も立ち上げております。これら事業の検証作業を行い、事業の改善を進めてまいります。

雪対策総合計画の推進には、市民・事業所・行政が雪対策に協働で取り組んでいこうとする市民意識の醸成が必要なことから、新たに雪シンポジウムの開催と雪対策基本条例の制定を目指してまいります。

それでは事業の概要について、ご説明いたします。

雪シンポジウムの開催経費として49万7千円を見込んでおり、主な内容としては、講演者やパネリストの謝金、プログラム・ポスター等の印刷費、また案内、通知等の郵便料となっております。

雪対策基本条例制定事業に関わる経費といたしましては、委員等の謝金や郵便料として10万7千円を計上しております。

雪対策事業の検証経費といたしましては、高齢者等雪対策総合支援事業の利用者へのアンケート調査や地域提案型自治会等雪対策モデル事業の実施団体を対象とした検討会等を予定しており、これに関わる郵便料、謝金として20万7千円を計上しております。

このほか、今年度より実施している除雪等合同出動式の開催に関わる経費や、除雪車の出動指示の判断を支援するツールとして今年度導入しました委託料、その他の事務経費等を計上しております。

以上ご説明申しあげましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申しあげます。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、小山委員。

○委員（小山緑郎） この自治会対策モデル事業の団体ってなんぼくらい入っているんですか。

○委員長（佐藤清吉） はい、今室長。

○雪対策推進室長（今 久） 今年度ですけれども、18団体あります。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 雪対策条例、これ新規に策定をやる、全国で最初になりますか。

○委員長（佐藤清吉） 今室長。

○雪対策推進室長（今 久） 他にも結構策定しているところがありまして、県内では横手市が既に策定しています。あと東北管内では青森市、それから十和田市、山形県の尾花沢市です。新潟県は昭和の時代から結構多く策定しているところがありますので、全国的に見るとかなりの数で策定しているということです。

○委員（佐藤文子） はい、ありがとうございました。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これを持って、雪対策推進室に関する質疑を終結いたします。

○委員長（佐藤清吉） 次に、会計課の所管する予算の説明をお願いします。進藤会計管理者。

○会計管理者（進藤久） それでは私から、会計課所管の当初予算について、説明いたします。

経常的な事務費のために、お手元の当初予算概要での説明となりますのでよろしくお願いたします。

当初予算概要の22ページをお開き頂きます。

はじめに2款1項7目10事業、会計管理費は、決算書等の印刷製本費など、出納事務に要する経常的な事務費であります。27年度の決算書であります。一部職員にいわゆるPDFファイル、電子的データで配るように対応いたしまして、50部の印刷を抑制して印刷経費を削減したものでございます。

次に12款1項2目91事業、一時借入金等の利子でございますが、支払資金が不足した場合に借り入れた資金に対しまして支払う利息でございます。財政調整基金、地域振興基金など、一時的に流用できる基金の蓄えはありますが、普通交付税の減額等が見込まれますので、昨年度と同等の予算額を計上してございます。

私からは以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたしまして終わらせて頂きます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって会計課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（佐藤清吉） 次に、選挙管理委員会事務局の所管する予算の説明をお願いします。生田目事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（生田目新永） 説明に入る前に、選挙管理委員会の出席の職員を紹介いたします。小松副主幹です。竹村主席主査です。生田目です、よろしくお願いいたします。

それでは選挙管理委員会の所管分の平成28年度当初予算につきまして、ご説明いたします。

平成28年度は、任期満了に伴う、参議院議員通常選挙が執行される予定であります。また、平成29年4月に執行されます秋田県知事選挙と大仙市長選挙における準備経費についても計上しております。

最初に、当初予算概要の24ページをご覧ください。

「2款4項1目1事業」の選挙管理委員会委員報酬の124万円につきましては、委員4名分の報酬でございます。

同じく「10事業」選挙管理委員会事務費の90万7千円につきましては、選挙管理委員会事務局の事務費、委員研修旅費及び期日前、不在者投票システムの導入でございます。

同じく「50事業」選挙管理委員会会費負担金の9万1千円につきましては、選挙管理委員会の連合会に対する負担金であります。

「2款4項2目10事業」の選挙常時啓発費の55万8千円につきましては、小中学生を対象とした選挙啓発標語コンクールの入賞者記念品代や新成人への啓発パンフレットの配布とアンケートを行い、選挙制度についての周知活動を行うための経費でございます。

次に主な選挙につきまして、ご説明いたします。

お配りしております「主な事業の説明書」をご覧ください。

ページの 1 - 5 をご覧下さい

平成 28 年 7 月 25 日の任期満了に伴う、参議院議員通常選挙の執行経費についてご説明いたします。

予算額 5, 893 万 8 千円となっております。

この選挙の財源といたしましては、全額、参議院議員通常選挙費委託金が充当されております。

事業の目的及び目標につきましては、今年の 7 月に執行されます参議院議員通常選挙において、選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙の立候補者について、大仙市開票区における得票数を確定させることにあります。

また、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられることにより、若年層の投票率の向上を図るため、期日前投票所の増設を行い、前回と同等以上の投票率を目標としております。

期日前投票の増設につきましては、人が多く集まる大型ショッピングセンター内と地域に密着した地元のスーパー内に設置して、投票しやすい環境を確保し、また、FM はなびなどを活用した積極的な選挙啓発も行いながら、市全体の投票率の向上を図りたいと考えております。

次に、選挙の予定につきましては、告示日が 6 月中旬を予定しております。期日前投票期間は、6 月中旬から 7 月初旬の 16 日間を予定しております。投票日は 7 月中旬頃で、開票につきましても、投票の午後 8 時 30 分から大曲体育館で行う予定でございます。

次に主な経費について、ご説明いたします。

投票所の経費につきましては、当日の投票管理者、立会人の報酬や事務従事者の時間外手当などが主な経費でございます。

期日前投票の経費につきましては、期日前投票管理者、立会人の報酬、事務従事者の時間外手当などが主な経費でございます。

ポスター掲示場の経費につきましては、掲示板の購入、掲示板の設置と撤去、維持管理などが主な経費でございます。

事務費につきましては、選挙啓発看板や入場券の郵便料、選挙関連事務消耗品などが主な経費であります。

次にページ 1 - 6 をご覧下さい

平成29年4月19日の任期満了に伴う秋田県知事選挙の執行経費についてご説明いたします。

予算額は、2,314万1千円となっております。

この選挙の財源といたしましては、全額、秋田県知事選挙の委託金が充当されております。

事業の目的につきましては、来年の4月に執行されます秋田県知事選挙における立候補者につきまして、大仙市開票区における得票数を確定させるための準備経費であります。参議院選挙から選挙権年齢の改正で、期日前投票所を2箇所増設することになりますが、参議院選挙の執行後の結果を精査しながら、見直しなどが生じた場合は解消に向けた取り組みを検討して参りたいと考えております。

次に選挙の予定につきましては、告示日が平成29年3月下旬で、期日前投票期間は、3月下旬から4月中旬の16日間を予定しております。

投票日においては、平成29年の4月中旬に予定しており、開票につきましては、投票日の午後8時30分より大曲体育館で行う予定でございます。

主な経費につきましては、期日前投票の経費につきましては、期日前投票管理者、立会人の報酬及び事務従事職員の時間外手当でございます。

ポスター掲示場費につきましては、掲示板の購入、設置、維持管理が主な経費でございます。

事務費につきましては、選挙啓発看板や選挙関連事務消耗品、入場券の郵便料などが主な経費であります。

次に、ページ1-7をご覧ください。

平成29年4月16日任期満了に伴う大仙市長選挙の執行経費について、ご説明いたします。

予算額は、954万1千円となっております。

この選挙の財源といたしましては、全額一般財源が充当されております。

事業の目的につきましては、来年の4月に執行されます大仙市長選挙における立候補者について、得票数を確定させ、当選人を決定するための準備経費でございます。

今年の7月に執行されます参議院選挙の全体の結果を精査しながら、見直しがあった場合は、解消に向けた取り組みを検討して参りたいと考えております。

次に選挙の予定ですが、告示日は平成29年4月上旬で、期日前投票期間は6日間を予定しております。投票日は平成29年4月中旬に予定し、開票につきましては、投票日の午後8時30分から大曲体育館で行う予定でございます。

次に、主な経費について、ご説明いたします。

ポスター掲示場費につきましては、ポスター掲示板の購入、設置、維持管理が主な経費でございます。

事務費につきましては、選挙啓発看板及び選挙関連事務消耗品、投票用紙の印刷などがあります。

以上、ご説明いたしましたが、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって、選挙管理委員会事務局に関する質疑を終結いたします。

○委員長（佐藤清吉） 次に、監査委員事務局の所管する予算の説明をお願いします。

伊藤監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（伊藤禎祐） 説明の前に自己紹介させていただきます。私は監査委員事務局の伊藤と申します。何卒よろしくお願いいたします。

それでは座らせて頂きまして、監査委員事務局所管の歳出予算について、ご説明申し上げます。

それでは説明資料の平成28年度当初予算概要によりご説明申し上げます。

最後のページ、25ページになりますけれども、そちらをご覧ください。

2款6項1目、監査委員費であります。

はじめに1事業、監査委員報酬は46万8千円で前年度と同額であります。議員から選出される監査委員の月額報酬、3万9千円の12カ月分でございます。

次に10事業、事務費等は57万8千円で、前年度と比較して7万2千円の減であります。事務局での経常的な事務経費で、決算審査意見書の印刷製本費や消耗品費等として41万7千円、監査委員、事務局職員の関係団体総会及び研修会等出席旅費、費用弁償等として16万1千円あります。

次に50事業、監査委員費負担金は5万5千円で前年度と同額であります。全国、東北、秋田県のそれぞれの都市監査委員会の年会費であり、全国2万6千円、東北1万1千円、秋田県1万8千円であります。

以上、ご説明申し上げましたがよろしくお願ひいたします。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願ひします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって、監査委員事務局に関する質疑を終結いたします。

以上で、「平成28年度大仙市一般会計予算」の内、総務部関係についての質疑を終了いたします。

なお、本件に関する討論及び採決は、明日、若しくは11日の、市民部と一緒にを行います。

【議案第115号～120号】

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第115号、「平成28年度大仙市内小友財産区特別会計予算」から議案第120号、「平成28年度大仙市淀川財産区特別会計予算」までの6件は関連がありますので、会議規則第96条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、本6件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。判田次長。

○次長兼管財課長（判田基） それでは、各財産区特別会計の予算についてご説明申し上げます。

資料につきましては、「当初予算の概要」の17ページをご覧ください。

6つの財産区特別会計につきましては、17ページから18ページまで、一覧表となっております。順にご説明させていただきます。

始めに、内小友財産区特別会計予算であります。

表の一番下、合計欄ですけれども、28年度の予算額、64万3千円でありまして、前年度と比べ、1,382万5千円の減となっております。

27年度におきましては、更新伐、搬出間伐等の事業を実施し、その保育費及び収益に伴う基金積立金等の予算がありましたけれども、28年度につきましては、山林の管理に要する経費が主なもの、ということで、ということになっているものであります。

それから財源内訳でありますけれども、その他の57万5千円につきましては、基金繰入金、土地貸付収入などあります。

次に、二つ目の表になります。大川西根財産区特別会計についてご説明申し上げます。

28年度の予算額は、合計欄にありますとおり、62万9千円でありまして、前年度と比べ729万円の減となっております。

27年度におきましては、宇津台浄水場の更新工事に伴いまして、土地売り払い収入、立木売り払い収入等があり、また、それに係る基金の積立金等がありましたが、28年度は山林の管理に要する経費が主なものであります。

財源内訳であります。その他の58万3千円につきましては、基金繰入金や土地貸付収入などあります。

次に、その下の表、荒川財産区特別会計についてご説明申し上げます。

合計欄にありますとおり、28年度の予算額、193万1千円でありまして、前年度と比べ、447万7千円の減となっております。

減となった主な理由であります。27年度におきましては搬出間伐等の事業を実施いたしましたが、28年度におきましては、山林の管理に要する経費が主な予算となるためであります。

財源内訳であります。その他の87万8千円は、基金繰入金及び土地貸付収入などあります。

次の18ページをお願いいたします。

峰吉川財産区特別会計について、ご説明申し上げます。

合計欄にありますとおり、28年度の予算額、141万4千円、前年度と比べて110万5千円の減となっております。

減となった理由であります。27年度、28年度とも山林に係る事業はありませんでしたが、27年度におきまして、旧峰吉川駐在所跡地の舗装工事費として一般会計に繰り出ししておりますので、その分が減となったものであります。

財源内訳であります。その他の136万8千円は基金繰入金が主なものであります。

次に、船岡財産区特別会計についてご説明申し上げます。

28年度の予算額は181万1千円、前年度と比べ602万3千円の減となっております。

減となった理由としましては、27年度におきまして搬出間伐事業を実施いたしましたが、28年度では、下刈事業が2.7haのほか、山林の管理に要する経費が主なものとなったことによるものであります。

財源内訳につきましては、その他122万9千円は基金繰入金が主なものであります。次に、淀川財産区特別会計について、ご説明申し上げます。

28年度の予算額、196万9千円で、前年度と比べまして14万4千円の増となっております。

27年度、28年度とも山林の管理に要する経費が主なものであります。

財源内訳であります、161万5千円でありますが、これは、基金からの繰入金、土地貸付収入であります。

以上、6つの各財産区の特別会計予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。以上であります。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより、議案第115号から議案第120号までの6件について、一括して質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本6件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本6件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【第1日目 散会】

○委員長（佐藤清吉） 税務課で何か。

あの、ちょっと時間が過ぎてしまいました、そうすれば税務課の先ほどの千葉さんの件についての答弁をお願いいたしたいと思います。

久保江次長。

○次長兼税務課長（久保江信晴） 千葉委員からの回答について、ご説明いたします。

○参事（今野清一） 変わりました今野が説明させていただきます。

大花町の都市計画の前と後では約11パーセントになります。4m道路が6m道路に変更なるものと、後は各地の整然性、発展性を加味合わせますと11パーセントになります。

内訳としては道路が4mから6mになるのが5%、宅地の整然性が3%、土地の発展性が3%ということですので。税額が約11%アップするということです。

○委員長（佐藤清吉） 千葉委員よろしいですか。

はい、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審査日程が全部終了いたしました。

本日はこれにて散会し、明後日、11日、10時から委員会2日目を開催いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後5時08分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 佐 藤 清 吉